

政策資料

No.227

《復刊122号》
1985年8月1日

巻頭言 島田琢郎1

特集

- 臨教審第一次答申に対するわが党の見解2
- 年金改革構想と共に年金改革の方向9
- プライバシー保護基本法案及び電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案について趣旨説明及び要綱30
- 内需拡大のための「概算要求基準」の設定を求める38

資料

- 「関税引き下げ・行動計画」の中間報告を巡るわが党の見解（談話）40
- 国鉄の再建問題に関する緊急申し入れ41
- 昭和60年度生産者米価等に関する申し入れ42
- 第102回国会の閉会に当って（談話）43

日本社会党政策審議会



米価による意欲喚起で 市場開放阻止を！

島田琢郎

党農林水産部会長
党米価闘争対策本部長

瑞穂の国といわれている我が国の農業は、昨年の韓国米輸入等にみられるように对外経済政策のありを受け、ひとり農家だけの問題でなく、消費者にも大きな不安を与える状態におかれている。国民の食生活の基盤である米を不安なく供給するためにはまず第一に米の自給率一〇〇%を確保し、かつ国民に不安を与えないような備蓄、すなわち、二〇万トンや四〇万トンといった量ではなく、少なくとも国民消費量の三ヶ月から六ヶ月分程度を基本食糧として確保

として市場開放に向けたアクション・プログラムの策定を進めていがこのたび関税率の引き下げを決定し、さらに非自由化品目の見直し等を検討している。工業製品の分野で比較的優位に立つわが国が自由貿易主義を各国に押しつけて、経済摩擦の矛盾を一層深刻にさせ、今後に大きな禍根を残すものとなっている。これら自由化の動きとともに、米国の大穀物対日輸出一、〇〇〇万トン上乗せの要求、カリフォルニア米輸出の懸念など、外圧が一段と熾烈さを増してきているなかで、日本の農林水産業は疲弊し、国民への食糧の安定供給どころか、ひいては国の安全

保障上、由々しい事態を招来するおそれがある。さしづめ国民の基本食糧たる米の自給はなんとしても守られなければならない。

一方、供給する側である農林漁業にとって経営の厳しさが増しだきな不安となつてゐる。農家は赤字をかかえ、農地を手放さなければならぬというような状況にならぬといふようだ。

他用途米についても、多くの用途に供される、多用途利用米として、特にエサ米などについては、超多収米の開発や低コストに真剣に取り組む必要がある。

以上のようなことからみて、減反政策は、もはや考えを改めて方向を転換すべき時期に來ている。食糧政策の見直しと確立が急がれる。

(しまだたくろう・衆議院議員)

である。輸入食糧の危険性については言をまたない。安全な食糧は消費者保護につながる。そういう意味で、生産者米価の闘いを通してのフォローアップが必要である。

また、満身創痍とはいえ、食管法が機能しており、これは消費者の立場からも絶対に守つていかなればならない。

特集

臨教審第一次答申に対するわが党の見解

日本社会党教育改革プロジェクトチーム
委員長 田辺 誠

はじめに

先にわが党は臨教審による「審議経過の概要（その二）」（以下「概要」とする）の公表に際して、①改革理念のない答申は教育改革の答申に値しない、②改革理念がないのに具体的な政策を打ち出すのは本末転倒である、③中高一貫六年制中等学校にはおおきな疑念がある、④学歴社会についての見方が一面的である、等の理由から第一次答申の中止を要請した。

だがこの要請が無視され、第一次答申が出された事に対して、先ず遺憾の意を表明しておきたい。

第一次答申の内容についても、教育改革の理念に相当すると思われる「基本的な考え方」が一応示されているし、学歴社会の問題を国

民意識に取り替えるという一面的な見方は薄められてはいるものの、次に述べる様に多くの問題点が含まれており納得できない。

それにしても、多くの人々の反対意見が強く、しかも教育荒廃をより一層助長しかねない中高一貫六年制中等学校や共通テストを提案しているのは肯首できない。

一方、教育改革の基本的な考え方をめぐつて未だ意見の不統一が臨教審内部にみられる。今段階においても、せめて一致しうるはずであり、国民の要求の強い四〇人学級や過大規模学校解消などの教育条件整備は先送りされてしまっている。

まさに、中曾根首相の政治的思惑に左右された答申づくりといわざるをえない。わが党としては答申の撤回を求めたい。

先ず原因や背景がいくつか挙げられてはいるが羅列的であり、構造的に把握されていない。受験教育、教育内容・方法、教育制度、学校の運営体制、教職員のあり方、教育行財政のあり方、教育政策、社会・福祉政策、産

一、第一部「教育改革の基本方向」について

1 教育荒廃の背景・原因の徹底的究明がない

わが国の教育改革は、言うまでもなく教育荒廃といわれる教育現実を生み出している複合的で構造的な背景や原因を徹底的に明らかにするところから出発しなければならない。

答申でも一応「教育荒廃に象徴される様々な病理現象にさかのぼつて解決し」なければならぬとはしているが、肝心の原因解明が全く不充分である。

第一次答申の内容についても、教育改革の理念に相当すると思われる「基本的な考え方」が一応示されているし、学歴社会の問題を国

業社会などがどのように絡み合つて教育荒廃に結びついているのかが明らかでない。とくに経済成長のための「人づくり」の政策が優先されたため、教育が選別の機能を負わされ子ども・青年が点数で序列化されていることが今日の教育荒廃の背景にあることは少しも触れられていない。

また教育の歴史とくに戦前・戦後の教育のとらえ方が恣意的である。画一的な教育の批判に際して、戦前・戦後を同一線上でとらえようとしたり、また戦前の教育が「個人の自立・発展を通じて、国家と産業社会の発展……を推し進めようとするものであった」としてむしろ肯定的な評価を与えていたかのようである。

前者については確かに教育を社会と国家の発展の手段として来た点で一貫性をもつ側面があるが、その責任は何よりも政府の施策・政策、国や産業界にある。その責任に対する厳しい批判がなければ、不當に戦後の教育改革の理念をゆがめてしまうであろう。後者にしても、戦前において「個人の自立・発展」が考えられていたとするのは教育の歴史認識として容認できない。教育勅語体制のどこに「個人の自立・発展」が存在していたのか。

自由と平等、民主主義と平和主義、教育の地方分権と住民自治にもとづいておこなわれた戦後一時期の教育改革をゆがめて来た責任

は一体どこにあるのだろうか。

この責任を問う姿勢がないため、学校教育の画一性や硬直性を直接にもたらした一九五〇年代以降の強引な文部・教育行政、政府の諸政策についての反省を全く顧みない結果となっている。教育行政の中央集権的なあり方にほおむりをして「教育界には、実態として、中央からの指導助言に依存する体質」に求めるにいたっては無責任極まりない。その反面、責任を教師に多く転嫁しているのは厚かましい限りである。

われわれはこれまでのわが国の教育行政や政策、国家や社会発展の手段としてのみ教育を位置づけようとする考え方を徹底的に批判する一方で、大人自身がこれまで求めてきた社会なり生活なり、そしてまた、今もとらわれているモノ・カネ万能の生き方を、どのように見直していくかということも追求することが出発点にならなければ、子ども・青年を主人公にした教育改革をおこなう事はできないと考えている。臨教審にはこの姿勢がないことのようになされ説得力に欠けている。

2 子ども・青年の姿が見えていない
答申は、教育荒廃を象徴している子ども・青年のいわゆる「問題行動」を即座に「病理現象」としてとらえ、その根本的で内在的な

検討を怠つてゐる。われわれは「問題行動」を通して子ども・青年が何を求め、何を訴えているかを知るところからも教育改革の歩を進めなければならないと考える。

子ども・青年の苛立ち、悩み、苦しみ、あがきが一体どこから生まれ、その中で何をつかもう、訴えようとしているのかを探らないままに、大人であるわれわれが対症療法的に関わろうとすれば、その「問題行動」は一層根深いものへと突き進んでいくであろう。

「いじめ」「校内・家庭内暴力」「性への逃避」「アルコール・タバコへの寄りかかり」などは、仲間同士や大人達とのつながりの中で自己の存在を確認することができず、成績順位の中でしか自己を見い出すほかない、いやそこでも自己を見出せない多くの子ども・青年の姿なのである。「分つて欲しい」「淋しい」「むしゃくしゃする」といった子ども・青年の言い方の奥底には、人々との豊かで多様なつながりの中で生きてゆく、人間の本的なあり方への渴きがあるのである。

この子ども・青年の姿が答申では全く浮かび上つてこない。「病理現象」と断じてしまう発想からでは、子ども・青年の姿や内面は彼方に追いやられるしかないのではないかろうか。

3 平等が軽視されている

青年のいわゆる「問題行動」を即座に「病理現象」としてとらえ、その根本的で内在的な

今わが国の教育が画一的であることについては誰も異論がないであろう。しかし今の教育が平等すぎて困ると思つてはいる国民が果してどれだけいるであろうか。

夜間中学や定時制・通信制の高校・大学に通つている人々、障害をもつてゐる子ども、青年、未解放部落の子ども・青年、自立への教育を保障されない女子、経済的理由等で高校や大学への進学を断念させられている青年にどれだけ目が向けられているだろうか。

画一性をもたらしたもの、すなわち教科書や教職員を統制し、教育委員の任命制を强行し、学校自治を踏みにじり、五段階相対評価を押しつけ、一方では条件整備を怠つてきた文部行政・教育行政にメスを入れないで、平等の問題をあげつらう事は由々しき問題である。

國民がわが子に等しく豊かな教育をと願つて苦しんでいる教育費については、全く目が向けられていない。「教育の自由化」論だけははなばなしかつたが、生活費を切りつめて教育費を捻出している国民生活の実態が見えてるのであろうか。

教育における男女平等をも求めている「あらゆる形態における女子の差別撤廃に関する条約」に基づいた觀点も見られない。

平等で困つてゐる国民はほとんどいないのである。

差別からの解放と人権保障の視点もない。差別で苦しんでゐる多くの子ども・青年が、同じ人間として扱いをうけることを求めている不平等の現実への打開を考えずに、平等主義のいきすぎとは余りにも無責任である。

4 「基本的な考え方」に反論する

① 人々とのつながりを切つてゆく「個性重視の原則」

八つあげられている「基本的な考え方」の中で最も重視されているこの原則は、一見すると、この硬直化し管理の徹底したわが国の教育現実の中では誰でもが賛意を表わしたくなる考え方のように思われる。

だが「自由化」から「個性主義」へ、そして「個性重視」へと流れてきた審議経過からすると、社会共同の事業としての本来の公教

育をゆがめ、教育を商品化、産業化しようとする意図が見え隠れしており「衣の下に鎧」といった感じがし、誰のための、何のための「個性重視」か分らない。

そもそも答申では「個性」とは一体何であり、どのようにして育まれてゆくのかが皆目分らない。同義反復的な言い換えしかなされていないので、能力や素質、性格や性向、適性や特技、生き方や考え方などと、そしてまた人格との違いや関係性が明らかでない。

われわれは、社会的存在としての人間一人ひとりが様々なつながりの中でその独自の存在を作りあげ、それが人格を通して表現されるものが個性だと考えるが、答申では人々とのつながりとは無関係にあらかじめ個人の中に存在するかのようとにらえられている。

確かに人間には生まれながらに何らかの個的な特徴や性向があるが、それがそのまま個性となるわけではない。個性は誕生後に、親、兄弟姉妹、友だち、教師、その他の人々、自然や社会環境とのつながりや交わりの中で作り上げられるものであろう。子ども・青年はまずは身近で直接的な人間関係を通じて、他人の中に自己を映し出し、自己の中に他人を見い出しながら自己を確認し、個性を育んでゆくのである。その人間関係の中で最も大切なのは友だち関係である。

この友だち関係を豊かにしてゆく道を閉ざす中等教育の多様化を導き出す「個性重視の原則」は、まったく矛盾している。遊びや一緒に学習・生活の中で人間関係能力とも言うべきものを培うことこそ本当の意味で個性を育てることになるのである。

この観点がなければ、それこそ個人はバラバラな存在として、人々とのつながりのない独善的なものになつてゆかざるを得ない。そしてまた、一面的な能力や適性をのみ強調し、個性の全面開花を阻んでゆくことになる。

われわれは教育において個性を大事なものと考へるからこそ、答申の一面的な個性のとらえ方を批判せざるを得ない。

② 大国主義を促進する「教育の国際化」

右に指摘した一面的な発想の問題性は「教育の国際化」という考え方にも共通している。これまでの歴史と今日においてわが国が他の国々や民族とどんな結びつきをして来たのか、現にしているのかを見つめることなく安易に「日本人としての自覚」、「愛国心」「伝統文化」の教育を強調することは、まさに独善的であろう。

過去の戦争責任を不問に付したり、経済的支配を及ぼしている事が、今日の在日朝鮮・韓国人やアジアの人々への蔑視や差別につながっていること、その人々が日本人をどのように見ているのかを省りみないという態度

は、「モノ・カネ・ヒト」を押しつけ世界の「日本化」をすすめる大国主義以外の何物でもない。

すでにわが国の子ども・青年の多くは大国民的意識を持たされ、在日朝鮮・韓国人の子ども・異文化の中で育つてきたいわゆる「留学生孤児」の子どもを「いじめ」ではないだろうか。

しかもわが国は在日外国人や民族の異なる人々に対して主要な社会の門を閉ざしていく。例えは教師への道も閉ざしている。こうした現実に目を向かない「教育の国際化」とは一体何であるのか。

また「愛国心」に結びつけられている「日本人としての自覚」や「伝統文化」とは何かはまったく示されていず、観念的に強調されているに過ぎない。教育荒廃や子ども・青年の悩み・苦しみと切り結ぶ観点は何もない。という事は、一人ひとりの子ども・青年のためではなく、国家のためという発想だけが浮かびあがることになる。

③ 社会的支えのない家庭教育の強調

家庭の教育力低下の問題は、親の心構えや家庭でのしつけを観念的に説くだけでは解決しうるものではない。長時間労働に追われ、単身赴任を強いられ、住宅ローンの重圧の中であると考える。そのためには「宇宙船・地球号」という観点から、世界の中で日本の文化や位置を相対化し、世界の人々との対等のつながりを作つてゆくことこそ大切である。教育基本法にも「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造」をうたつてゐる。「普遍的に

という観点は、独善的で偏狭な戦前の「伝統文化」「愛国心」の反省の上に立つて示された戦後教育改革のきわめて重要な観点の一つなのである。「普遍的」というのは世界の人々、諸民族との対等のつながりを意味している。

ところがこの第一次答申では教育基本法の引用はなされているものの「普遍的にして」という語句がすっぽり抜け落ちている。臨教審の教育改革の一つの狙いである大国主義、国家主義を自から表わすものであろう。ごまかしは許されない。

平和や軍縮の教育問題が全くとり上げられていない点も批判しなければならない。国際連帯、諸民族との共存を目指すにはこの問題をこそ真先きにとり上げるべきであろう。教育基本法は「人格の完成」とともに「平和的な国家および社会の形成者の育成」を明示しているではないか。

われわれも教育において国際連帯が重要であると考える。そのためには「宇宙船・地球号」という観点から、世界の中で日本の文化や位置を相対化し、世界の人々との対等のつながりを作つてゆくことこそ大切である。教育基本法にも「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造」をうたつてゐる。「普遍的に

の拡大、育児休業の法制化などは全く示され
てない。

「生涯学習体系への移行」をも考へてている
のであれば、その出発点とも言ふべき家庭教育
の条件づくりこそ基本的に大事にされるべき
ではないのか。「働きつつ学ぶ社会」の建設
を提唱しているが、その中で女性はどのよう
に位置づけられているのか。この疑問に答え
られなければ、家庭教育の重視も男女平等も
まさに観念的でしかない。

④ 欠けている学校論と自然との共生論

子ども・青年の「問題行動」の多くは学校
を軸にして起きている。それだけ学校という
存在を問い合わせざるを得ない状況にある。
社会の発展の中から生まれ、近代になつて
殆んどの子ども・青年が学ぶ場所となつた学
校は、ともすれば生活から遊離し子ども・青
少年を閉じこめ勝ちであり、抽象的で閉鎖的な
性格を持つてしまうのである。

しかも今の学校は子ども・青年の人権を抑
制し、多くの制約にあふれ、体罰の横行すら
みられる。子ども・青年が生きることと分
ことを結びつけられるような教育にも欠けて
いる。

一方このままいけば、「情報化社会」が急速
に進展していくかねず、学校は知識の伝導機
関といふこれまでの重要な役割を担うがされ
かねない。

改めてわれわれは、学校という存在の基本
的な役割と性格、そこで生活や学習を見直
さなければならない。ところが第一次答申に
はこの点についての切り込みが見られない。

学校論なき教育改革はたんなる制度いじりに
終ってしまう。

「教育環境の人間化」の部分で自然環境のな
かでの心身の鍛錬が指摘されている。しかし、
社会的存在であると同時に自然的存在でもあ
る人間の目下の緊急の問題は、人間的自然す
なわち人間の自然性が揺らいでいるところに
ある。この問題を解くには、自然を利用する
発想を変えるとともに、自然の息吹き、不思
議さ、優しさと強さを子ども・青年が感受し
ながら自然と人間が共に生きていくような関
わり方を見い出すことが先ず必要であろう。

「心身の鍛錬」では自然は単なる環境でしかな
い。

この他にもわれわれは問題とすべき点が多
いと考えている。

「生涯学習体系の移行」に関する公的な条
件整備がとりあげられていないため、多くの
生涯学習の機会が教育産業の手にゆだねら
れ、教育の商品化が進行する危険があるし、
「教育の情報化」にしても、間接的な人間関係
や体験の拡大にともなうマイナス的な要素へ
の配慮に欠けている。

⑤ ゆがめられる教育基本法の精神

戦後教育改革を象徴する教育基本法は、周
知の通り日本国憲法の趣旨を教育において生
かしていく意味をも持つていた。

この日本国憲法の三大基本原理である、國
民主権、基本的人権の尊重、平和主義につ
ては第一次答申は一切触れていない。したが
つてすでに指摘した通り、教育基本法の精神
にのつとるとしながら御都合主義で一面的な
解釈をしている。結果的には精神をゆがめ戦
後教育改革の基本理念を否定することになる
う。

われわれは、教育基本法の精神や趣旨は、
今日にこそ生かすべきものと考えている。真
理と平和を希求する人間の育成・人格の完成、
生涯学習を予想させる「教育の方針」の規定、
差別のない教育機会の均等、男女共学、政治
的教養を培う政治教育、教育の地方自治・住
民自治などの基本的な考え方が今まで実現さ
れていれば、わが国の教育現象はもっと違つ
たものになつていただろう。

それなのに「教育勅語」的な「教育憲章」
制度を予想させるような教育基本法認識では
あまりにもおそまつといわなければならな
い。

二、第三部 「本審議会の主要課題」 について

今後の主要課題を示したこの第一部は、そ

れこそ今後の審議を見なければ何とも言えないと、いくつか気になる点があるので簡単に触れておきたい。

1 「二十一世紀に向けての教育の基本的な在り方」については、すでに指摘しておいた問題性がより根深くなつていきそうな気配である。

2 「生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の是正」では、やはり公的な条件整備や社会的な支えをどうするかという観点が落ちている。例えば「教育・訓練休暇」がとり上げられているが「有給・教育休暇」となつていいのはなぜか。たんなる誤植ではあるまい。わが党はILO一四〇号条約で示された有給教育休暇を、生涯学習をすすめるための重要な制度として提案しているが、「有給」でないとすると、受益者負担や自助努力で生涯学習社会をのり切れというのであらうか。

3 「高等教育の高度化・個性化」においては、根強い国民の進学要求を今政策的に押さえていることの問題性や大学間格差の是正については検討課題から外されている。産・官・学体制は国民生活の向上よりも、技術立国的思想に色どられている。大学の設置形態や財政のあり方を基本的に検討しているとしているが、受益者負担を一層強

めたり、企業による大学支配を押しすすめする意図が見受けられる。

4 「初等中等教育の充実・多様化」では、幼保一元化・保育一元化、共に生き共に育つことを求める障害をもつ子と持たない子との共学、女子教育への芽が見られない。

「個性に応じた適切な教育」のための条件整備はたんなる検討事項であり、子ども・青年の学び合う場を早くから分けていく多様化に力点がおかれている。「日本人としての自覚」や「伝統文化の尊重」は「德育」として位置づけられ、社会科学的な認識に

もとづいた日本人や伝統文化のとらえ方はは退けられている。「教育の自由」や教科書検定のあり方が抜けているので、国家が一方的にそれらを注文するという教化主義的観点が底流として流れている。

5 「教育行財政の見直し」では、「教育の自由化」論が強調されている。社会共同の事業としての公教育を民間とくに「個別資本化」でないとする、受益者負担や自助努力で生涯学習社会をのり切れというのである。

6 「教育行財政の見直し」では、「教育の自由化」論が強調されている。社会共同の事業としての公教育を民間とくに「個別資本化」に委ねようとしている。教育行政の分権化はいうが内容はなく、地方財政の確立、住民自治・参加の実現や学校自治の確保は強調されていない。とくに、今強く求められている都道府県教育長の文部大臣承認の廃止、教育委員の公選制（準公選制）については検討課題ともなっていない。他方、「主任制」で強められた学校管理を一層強化す

るための校長の権限はあげつらっている。

6 教育問題は、品質向上を目指して養成、採用、研修を今後検討するとしているが、われわれは教育全体の改革を通じてこそ実りがあると考えている。他人の痛みが分り、生きることと分ることをつなげられるような教育によつてこそ、望ましい教師像が描けるのである。受験戦争で追いまくるような教育を先ず打開しなければならない。

三、「当面の具体的改革提言」について

教育改革の基本的な考え方が未だ深められていて、しかもかなりの問題をはらんでいるのにこの具体的な提言を試みているのは納得できない。特に六年一貫中等学校の部分的導入は全く論外である。

1 「学歴社会の弊害の是正のために」では「概要」とは異なり、学歴社会がいぜんとして存在すること、その原因が多様にあることが指摘されている。是正のために三つの基本方向が示され、第一の「学習社会の建設」、第二の「学校教育改革」は今後の主要課題に移されてはいるが、第三の企業・官公庁の採用や人事についてはいくつかの提言がなされている。

しかしながら、これらの提言はこれまでも数多くなされて来たものであり、別に目

新しさはない。それだけに問題はどれだけ実効のあるものにするかである。それがなければ提案倒れになつてしまふであろう。

これまでわが党は学歴社会の打破を主要な教育改革課題とし、例えば大学間格差のは正、大学の卒業証明の廃止とそれに替わる単位取得証明の発行などを掲げてきたが、それらについてはふれられていない。

また人事管理における能力中心主義の一層の促進が示されているが、学歴主義とは異なる新たな問題をうみ出すことになる。障害者、女性、高齢者などの労働や仕事への配慮は考えられていない。

「受験競争過熱のは正などのために」では、共通テストや六年制中等学校などについてはこれまで数多くの批判が色々なされており、ここで改めて批判するまでもなかろう。大学改革を先送りにした共通テストの導入、中等教育のあり方を明らかにしない中等教育の多様化は、現場に混乱をもたらすだけである。

大学については、大学が主体的に改革をすすめられるような条件づくりを考える必要がある。

また、すでに格差をもつて多様化されている中等教育の実態と原因、将来の進路を一五歳時点で決めかねている子ども達の要

求をきちんと踏まえないで、しかも受験教育を小学校にまで及ぼす中等教育多様化策は、許されるものではない。

世界の教育改革の主要な方向は、共通の教育機会をできる限り長く保障して分化を遅らせ、普通教育と専門教育を統合しようとするところに見い出せる。この流れ逆行するような方策はとるべきではない。

人生八〇年の社会、変化の激しい社会を迎えるからこそ、むしろ子ども・青年がゆつたりと学び自己の人生を切り開いてゆける力を育てるに力点を置く必要がある。早いうちに狭いところに追いこんでゆくのは全くもつておかしい。

おわりに

わが党は以上のように臨教審の第一次答申を厳しく批判するものである。

わが党は、臨教審の動向を注視しながら、各自治体・地域・学校における自主的で多様な教育改革の動きを尊重し、多くの関係者の声を聞き、子ども・青年の悩みに共感しながら、政策として実現可能な提言を具体的に今後ともおこなっていくつもりである。

国民の皆様方に多くの意見や提案をお願いしたい。

特集

一九八五・六・二十五

〈共済四法・年金関係資料集〉

年金改革構想と共済年金改革の方向

日本社会党政政策審議会
年金改革総合委員会
社会保障政策委員会

一九八五・六・一四

一、年金改革構想と共済年金改革の方向

日本社会党年金改革総合委員会

一、党の年金改革構想の基本

高齢化社会を迎えて年金制度の改革が日程

えかたの基本をあきらかにした。その骨子は三つの柱からなるが、要旨は次のとおりである。

① 年金行政の一元化

バラバラの年金制度について、既得権の異なる諸制度の経過をふまえながら制度統合の年次計画をつくり、年金行政の改革と年金充実のため年金行政を一元化する。

② 基本年金制度の導入

公的年金制度を国民年金と被用者年金の二つの体系に整備するとともに、全体に共

通する基本年金の制度を導入する。被用者年金については、基本年金（一階）プラス報酬比例の社会保険年金（二階）とし、これに職域の事情を考慮した職域年金（企業年金・三階）を加味して調整する。基本年金と社会保険年金をあわせた年金の水準は、三〇年加入で最高時賃金の六割程度とする。基本年金の財源調達のため新しい税制を検討し、段階的にこの制度を導入することにより無年金者の解消、妻の年金権の確立、障害者年金の一本化を実現する。

③ 年金と雇用の接続を中心とする医療保障・住環境の総合的改革の実現
被用者年金の老齢年金は六十歳支給開始、定年は六十五歳以上とし、定年制の六十歳から六十五歳以上への延長を中心とする雇用保障の条件整備をはかる。なお、働く意志と能力のある者の定年以降の雇用か年

金かは労働者が選択できるようにする。中

高年者、障害者の雇用促進について企業の雇用責任を明確にし国と地方公共団体の協力による雇用開発計画をすすめ、同時に

包括的地域医療体制の充実や住環境等の整備をはかる。

党は、この構想を党内外の討議に付し、最終的に「暮らせる年金―社会党の年金改革構想」にまとめたが、討議の過程で政府案の基礎年金に相当する部分を単身者月六万円、夫婦一〇万円とすること、その財源は段階を経て全額税方式とし、目的税として所得型付加価値税を検討すること等の政策を具体化した。

こうした準備ののち、党は、一九八四年一二月から本年四月にかけ、政府提案の「国民年金法等の一部を改正する法律案」いわゆる年金統合法案の審議に際して党の政策を主張し、これを新制度に反映させるため、全力をあげた。結果として年金統合法は、わが党反対のうちに与党修正を経て成立したが、修正内容はきわめて限られた部分的なものであつたとはいへ、基礎年金の検討をもり込んだ法修正させるなど、今後のたたかいの足がかりを作つた。また、附帯決議や政府確認答弁等にはわが党の主張が反映されており、これらは不十分ながら院外運動にバック・アップされた国会闘争の一定の成果ということができ

る。

二、年金統合法と共済年金四法案の関係

年金統合法につづいて、政府提案の共済年金四法案が国会審議の日程にのぼつてゐる。この両者は、別々の形ではあるが基礎年金導入ということでは内容的に共通しており、その点の理解と認識を深めておくことが共済四法案審議のための不可欠の前提である。しかも、その基礎年金は、わが党が年金統合法の国会審議に際してあきらかにしたように、多くの問題をはらんでいるものである。したがつて、共済年金四法案の審議に際しては、次のような考え方で対処していく必要がある。

第一に、「基礎年金」をその名の「基礎」に値するよう、六五歳以上の全国民に最低保障のある「均一年金」とすることである。その財源としては、税方式の導入（社会保障制度審議会の所得型付加価値税）を検討し、北欧型のヨコ割り年金構想を実現する。

所得型付加価値税を三%とると（国民所得の三%分）年七兆円の基礎年金の財源を充足することになる。公的年金に対する今の国の補助の合計が約三兆五〇〇億円だから、残りの三兆五〇〇億円を保険料によらず国庫が肩替りすることになる。

この税方式で年金改訂の土台をしつかり築

けば、年金の安定、保険料負担の軽減と年金給付の公平化、婦人の年金権の真の確立を実現することができる。

第二に、参議院の最終段階で基礎年金の性格、国庫負担、特別会計、無年金解消を目標とする「再検討条項」の法律化を要求し「基礎年金の検討」を法律に入れさせた。これは、これから年金改革の足場となるものである。

今次共済年金四法案の政府提出案は、国家公務員共済組合審議会＝労働側の意見併記、地方公務員共済組合審議会の審議経過や社会保障制度審議会の意見書をみても分るとおり、国民的批判に答えるものではない。

四法の審議は、まず、新制度の出発点である基礎年金から検討し直さなければならない。

閣議決定の年金一元化のスケジュールは実質上崩れています。年金改革の国民的合意を得るためにも党は共済年金四法案について大蔵（参議院は内閣）、地方、文教、農水の四常任委員会の各々で、独自の問題を含めて徹底的審議を行わねばならない。

三、共済年金四法案の基本的問題点

以上の考え方たにたつて、次の諸点を要求していく。

(1) 「基礎年金の再検討」の内容を明記する。

ア 「基礎年金の性格」（最低保障年金）
イ 「国の負担の在り方」（第一段階は昭和六〇年現在の国への負担を下らないこと、第二段階は税方式II所得型付加価値税実施）

ウ 「基礎年金の特別会計」（外バキという）
エ 設定

（2） エ 「無年金解消の具体策」に関する施策の総合的見直しを次期再計算（昭和六四年）まで実現する条文を法律できめる。

（3） エ 共済四法では所得比例部分（二階）の厚生年金並み切り下げを「昭和六一年三月末」で一方的に強行しようとしている。これは既得権、期待権の侵害ばかりでなく既裁定者（OB）の既得権（財産権）の侵害となる恐れがある。

（4） エ 職域年金（三階）は所得比例部分（二階）の二割相当、（基礎年金プラス所得比例部分）の一割相当以下となるので、厚生年金基金の規定を参考にして一律規制をしないよう弾力性のある規定とする。

（5） エ 年金支給開始年齢を本法の規定で六〇歳とする。

（5） エ その他、主な問題点を列挙すると次のとおりである。

ア 「國鉄共済年金」の「昭和六五年以降」どうするかを明確にする。
これは一国鉄の問題ではない。年金制

度の信頼性に関する問題であるとの認識が政府に欠けている。（国共審、地共審、制度審答申をみよ）

イ 昭和六五年全共済統合、昭和七〇年公的年金一元化の政府のスケジュール（閣議決定）の改定を要求する。

ウ 「負担の公平」を年金改革目標しながら国鉄共済は現在二〇・六%であり、各共済は全部違う。給付だけを強引に拘束することは不公平であり、根本的に見直す。

エ 国庫負担分である一五・八五%と恩給分（旧共済を含む）の追加費用分は旧三分（公社が負担して来たこと自体問題である。

日銀、公団は半官的特殊会社であるが厚生年金の国への負担二〇%分は国への負担であるから、基礎年金導入に伴う三分の一つの国の負担は、追加費用分と共に国の負担とすべきである。

オ 恩給、旧共済法（公企体昭和三一年以前、国公昭和三三年以前、地公昭和三七年以前）の既裁定者の権利、現職の期待権切下げの方針とその根拠を明確にするよう要求する。（臨調答申、制度審答申）

カ 共済年金が退職年金であることによって高級官僚の天下り先の高い給与と共済年金との併給調整が問題となっている

が、これについて政令に委任されている事項を明確にさせる。

キ 防衛厅共済の五五歳年金支給開始と定年（五〇歳）との関係——その将来の財政計算の明示を求める。

ク 国庫負担の特別補助を予想している場合の国の負担額、国の特別補助の根拠を明確にする。

ケ 刑罰（禁固以上）停職以上の処分者に對して三階の職域年金の一部又は全部を補正率をかける」としている。これらをどう統一するかを明確にさせる。

コ 「昭和七〇年」の一元化の構想で民間と差別する考え方とすれば問題である。特に国鉄共済の三階ストップは国鉄いじめの典型で許されない。

サ 恩給の改訂と年金の改訂 旧法による制度では欠くことのできない条件である。審議会のない農林、私学共済にこれを設置するべきである。

サ 恩給の改訂と年金の改訂 旧法による年金額の改訂に当つては恩給の改訂に準

するルールであった。これは新制度に引つがれた。しかしながら、肝心の恩給制度の改訂の方針は未だに決められていない。

シ 各共済法の第一条を改正して厚生年金法並みに改める。

「地方公務員等共済組合法改正案」の問題点と自治労の見解

(メモ) 八五・六・一二

一、基礎年金部分について

(1) 基礎年金について、「国民年金法等改正案」の成立によって、審議すべき事項が終了したとは考えず、その問題点を改めて明らかにすべきである。

(2) 基礎年金の問題点は主に次の点にある。

- ① 国民年金保険料未納者の解消対策がなく、無年金者の発生が必ず起きること。
- ② 給付が定額ではなく、加入期間により計算されるため、較差が生じること。(退職後のぎりぎりの生活保障のための基礎的な年金は定額となるはずである。)
- ③ フルペニション四〇年加入五万円は、生計費を勘案すれば低水準にすぎること。(生活保護水準を上回ることが必要である。)

- ④ 基礎的な年金は、個人単位とすべきであるが、夫婦世帯と単身者世帯の生計費は2対1ではなく、単身者については加給制度が考えられるべきなのに、配慮されていないこと。
- ⑤ 自営業者等については、基礎年金のみの支給となり、二階部分(付加年金、地域年金等)がないため、低すぎる給付となること。

- ⑥ 財政負担について、自営業者等の負担の限界を考慮せず、単純な賦課方式(五万円×2/3÷2・五六人=一万三〇〇〇円※ $\frac{2}{3}$ は $\frac{1}{3}$ 国庫負担を差し引いたもの、二・五六人は将来的な年金受給者に対する加入者の割合)を用いて、単身者一万三〇〇〇円、夫婦世帯二万六〇〇〇円(年額で、それぞれ一五万六〇〇〇円、三一萬二〇〇〇円)という高い掛金として設計されていること。

- ⑦ 保険料が定額制であり、所得比例ではないため、所得再分配機能が全くないことが、基础的な年金についての自治労の態度は、次のようなものである。

- ① 全国民を対象とした個人単位の「基本年金」を創設し、雇用(定年)と結合して、支給すること。

- ② 基本年金は定額支給とし、給付水準は生活保護を下回らないものとする。

- ③ 単身者には加給年金を設けること。

- ④ 基本年金の財源は国庫負担とし、当面

を増大させること。

※婦人の年金権にかかわって

金制度が保険料負担とされるが、勤労女性と専業主婦の負担の不均衡が解決されていない。

年間九〇万円をこえる所得のある妻(パート等)の期間は、国民年金保険料納入者となるが、この期間の負担の不均衡(九〇万を越える妻は一五万六〇〇〇円納入、八九万はゼロ)が解決されていないこと。また、この期間の未納者が増大が予想されるが、このことにより年金の給付較差無年金者問題が生じること。

※厚生年金、共済年金の定額部分と比較して、四六%もの給付切り下げとなること。(妻未加入の夫婦では、四%プラス一萬五〇〇〇円×一〇〇%—四八%×2および加給年金)の切り下げとなる。)

(3)

基礎的な年金についての自治労の態度は、次のようなものである。

① 全国民を対象とした個人単位の「基本年金」を創設し、雇用(定年)と結合して、支給すること。

② 基本年金は定額支給とし、給付水準は生活保護を下回らないものとする。

③ 単身者には加給年金を設けること。

④ 基本年金の財源は国庫負担とし、当面

$\frac{2}{5}$ 、 $\frac{2}{3}$ と増額し、時期を明示して全額国庫負担すること。

(5) 財政システムは賦課方式へ移行し、歳出改革、不公平税制是正を前提に、なお必要額について年金目的税（所得型附加価値税）を創設すること。

※ 使用目的を年金に限定しない「福祉目的税」、大衆課税型の「間接税」は、いずれも賛成できない。

(6) 自営業者等のため、「基本年金」の上に「地域年金」「付加年金」などの制度をつくり、現行社会保険方式の国民年金をひきつづること。

二、報酬比例年金について

(1) 一階に全国民を対象とした基礎的な年金

をつくり、二階に職域に応じた被用者年金を積み上げる「二階建年金」方式を将来的に確立すべきであると考えるが、「国民年法等改正案」、「共済四法」とも問題が多く、大改悪であり、反対する。

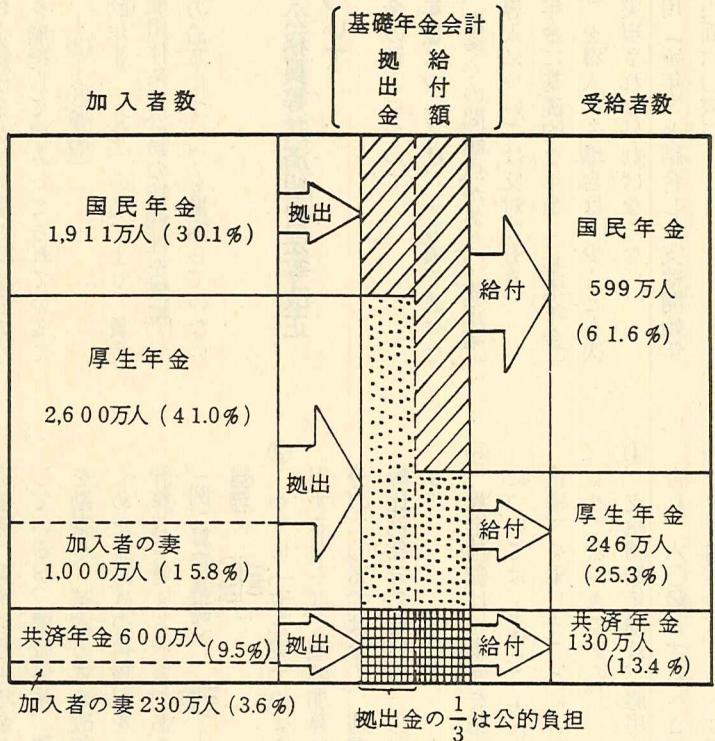
(2) 報酬比例年金について、一般的な問題点として次のようなことがあげられる。

- ① 厚生年金においては給付水準を二五% ($\frac{10}{100} \rightarrow \frac{7.5}{100}$)、引き下げる。
- 共済年金においても約二五%（最終給料

註) 国民年金加入者数は2,650万人から任意加入者（無業の妻）73.9万人を差し引いた数字である。

註) 投出金の単価は、厚生省試算で、加入者およびその被扶養配偶者1人当たり8,198円（59年度価格、61年度実施分）

註) 右図はラフな試算である。また、受給額は受給者ごとに異なるので、金額上の比較としては誤差がある。



$$\begin{aligned} \text{乗率 } & \frac{10}{1000} \rightarrow \frac{7.5+1.5}{1000} \text{ したがつて} \\ 100 \times \frac{2}{3} \times 1.25 \times 0.9 & = 74.999\ldots\% \text{ (引} \\ \text{き下げる)} \end{aligned}$$

(2) 国庫負担が全くない上に、労使負担割合の改革もなされていないこと。

(3) 保険料（基礎年金部分をふくむ）の労働者負担の限界が考えられておらず、二～三倍引き上げという非現実な前提がたてられていること。

(4) 基礎年金拠出金が加入者と受給者のバランスを無視して組みたてられていること。（一～(2)～(8)参照）

(5) 「公的年金一元化」の名により、賃金体系、雇用体系、公務の特殊性を無視し、各制度の沿革についても勘案していないこと。

三、「地方公務員等共済組合法等改正案」について

(1) 基礎年金の導入について

(1) 基礎年金については、一の項で述べたように、数多くの問題点があり、「改正案」による導入については反対である。

(2) 共済年金に基礎的な年金（「基本年金」という）を導入する場合は、少くとも次の点が実現されなければならない。

ア、雇用（定年）と結合した支給開始年齢（当面六〇歳）

イ、定額支給（五九年度価格六万円／人）

するべきである。

(6) 退職共済年金の財政負担は、労働者側三〇%、使用者側七〇%とし、当面労働者の掛金負担の限界（七%）を設定し、段階的に折半負担から使用者負担割合を増大していくべきである。

(2) 退職共済年金について

(1) 「改正案」は、共済年金の基本方式を廃止し、通年方式に一本化した上で、算定基礎、乗率を厚生年金と同一のものと

しているが、賃金体系、雇用形態の相違を勘案し、基本方式の改善、再編成をふくめた計算式の再検討をふくめ、独自の計算式を考えるべきである。

(例) 算定基礎 $\times \left(\frac{20}{100} + 20 \right)$ 年を越える期間 $\times \frac{0.75}{100}$

(2) かりに「改正案」のような計算式を採用するならば、職域加算は、報酬比例部分の二〇%ではなく、基礎年金部分と報酬比例部分の合計の一〇%とすべきである。

(8) 特定消防職員の支給開始年齢は五五歳を堅持すべきであり、少なくとも当該労働者の雇用、労働条件が整備されない限り、六〇歳とすべきではない。

(9) 懲戒処分等による共済年金の給付一部停止は全廃されるべきである。

(10) 既裁定者は現行制度を適用することなし、少なくとも通年方式切替えによるスライド停止は行なってはならない。

(4) 支給開始年齢は、雇用（定年制）と結合し、六〇歳とするべきである。

(5) 年金給付のスライドは賃金スライドと

自治労の年金改革構想

給付水準

厚生省「昭和59年度国民生活実態調査」
高齢者世帯所得平均21万800円
(全平均45万7,500円)

世帯 ↑ 22万円

妻

夫

報酬比例年金
10万円
(平均月収×0.48)

$$\begin{aligned} & \text{ILO 128号条約+勧告 131号} \\ & \text{従前賃金の } 5.5\% \\ & 21万円 × 0.55 × \frac{1}{12} \text{月} \\ & = 16万3,625円 \\ & \text{※一時金をふくめた年間総賃金} \end{aligned}$$

基本年金
6万円

基本年金
6万円

世帯最低保障 12万円

生活保護水準 2級地高齢者
6万8,704円
夫婦 10万7,543円

財源調達システム

社会保険方式
労働者3.0%、使用者7.0%負担
1,000,000円 + 23,333円 = 3,333円
年金受給者1対年金加入者3
3,333円 × 3 = 10,000円

↑ 労働者負担の限界7%を
設定して段階的に負担割
合を変更

10万円

6万円

6万円

賦課方式

$$\begin{aligned} & 6万円 × 12月 × 2,000万人 \\ & = 14兆4,000億円 \end{aligned}$$

税方式

↑ 当面国庫負担 $\frac{2}{3}$

時期を明示して、目的税導入 全額国庫負担

全額税方式
従前国庫負担 3兆円
防衛費等歳出削減 3兆円
生活保護・恩給等引きつき 1兆円
不公平税制是正 3兆円
最大 10兆円
年金目的税 5兆円 (基本年金に使用限
所得型附加価値税 2%)

単身加給

7万円
1万円

6万円

年金額の官民比較

モデル I

退職時賃金 30万円、全期間平均賃金 20万円

<30年加入>

$$\text{共済・一般方式 } 30\text{万円} \times \left(\frac{40}{100} + \frac{1.5 \times 10}{100} \right) = 16\text{万}5000\text{円}$$

$$\text{共済・通年方式 } \text{報} 30\text{万円} \times \frac{10}{1000} \times 30\text{年} = 9\text{万円}$$

$$\text{定} 2050\text{円} \times 1,183 \times 30\text{年} = 7\text{万}2750\text{円}$$

$$\text{計 } 16\text{万}2750\text{円}$$

$$\text{厚生年金 } \text{報} 20\text{万円} \times 1.25 \times \frac{10}{1000} \times 30\text{年}$$

$$= 7\text{万}5000\text{円}$$

$$\text{定} \text{共済通年と同じ} \\ \text{加給年金・妻} = 7\text{万}2750\text{円}$$

$$1\text{万}5000\text{円}$$

$$\text{計 } 16\text{万}2750\text{円}$$

$$\text{較差 } 2250\text{円}$$

<40年加入>

$$\text{共済・一般方式 } 30\text{万円} \times \left(\frac{40}{100} + \frac{1.5 \times 20}{100} \right) = 21\text{万円}$$

$$\text{共済・通年方式 } \text{報} 30\text{万円} \times \frac{10}{1000} \times 40\text{年} = 12\text{万円}$$

$$\text{定} 2050\text{円} \times 1,183 \times 35\text{年} = 8\text{万}4880\text{円}$$

$$\text{計 } 20\text{万}4880\text{円}$$

$$\text{厚生年金 } \text{報} 20\text{万円} \times 1.25 \times \frac{10}{1000} \times 40\text{年} = 10\text{万円}$$

$$8\text{万}4880\text{円}$$

$$\text{定} \text{共済通年と同じ} \\ \text{加給年金・妻} 1\text{万}5000\text{円}$$

$$\text{計 } 19\text{万}9880\text{円}$$

$$\text{較差 } 10,120\text{円}$$

モデル II

退職時賃金 40万円 全期間平均賃金 27万円

<30年加入>

$$\text{共・一般} \quad 40\text{万円} \times \left(\frac{40}{100} + \frac{1.5 \times 10}{100} \right) = 22\text{万円}$$

$$\text{共・通年} \quad \text{報} 40\text{万円} \times \frac{10}{1000} \times 30\text{年} = 12\text{万円}$$

$$\text{定} 2050\text{円} \times 1,183 \times 30\text{年} = 7\text{万} 2750\text{円}$$

計 19万2750円

$$\text{厚生年金} \quad \text{報} 27\text{万円} \times 1.25 \times \frac{10}{1000} \times 30\text{年} = 10\text{万} 1250\text{円}$$

$$\text{定} 2050\text{円} \times 1,183 \times 30\text{年} = 7\text{万} 2750\text{円}$$

加 1万5000円

計 18万9000円

△ 3万1000円

<40年加入>

$$\text{共・一般} \quad 40\text{万円} \times \left(\frac{40}{100} + \frac{1.5 \times 20}{100} \right) = 28\text{万円}$$

$$\text{共・通年} \quad \text{報} 40\text{万円} \times \frac{10}{1000} \times 40\text{年} = 16\text{万円}$$

$$\text{定} 2050\text{円} \times 1,183 \times 35\text{年} = 8\text{万} 4880\text{円}$$

計 24万4880円

$$\text{厚生年金} \quad \text{報} 27\text{万円} \times 1.25 \times \frac{10}{1000} \times 40\text{年} = 13\text{万} 5000\text{円}$$

$$\text{定} 2050\text{円} \times 1,183 \times 35\text{年} = 8\text{万} 4880\text{円}$$

1万5000円

計 23万4880円

△ 4万5120円

〈二〉 年金制度改革に関する要求

(国労) 一九八五年五月

一、職域年金の加算について

改正案要綱（案）第六項四号において「国鉄共済組合が支給する年金については、長期給付財調事業が実施される間、加算は行わない」としているが、国鉄の年金が厚生年金の給付水準を超えないという位置づけによるものであり、新たな制度として制定される職域年金部分は国鉄に加算されないものとなつてている。

これは「同一給付、同一負担」という公的年金制度の主旨に反するばかりでなく、公務員、公企体職員関係の公務の特殊性による制度を否定するものである。従つて、職域年金部分については、国鉄共済年金受給者にも支給すべきである。

二、みなし従前額補償ルールの適用について

改正案要綱（案）第三項（既裁定年金等の取扱い）二号（施行日）において、「退職年金の受給資格を満たしている者が、年金を受け取ることができた退職年金より少ないとき

は、当該年金額とする」としており、いわゆる見なし従前額補償のルールを制定しているが、国鉄は、この見なし従前額補償の適用は除外されている。国鉄共済年金も他共済同様の取扱いをすべきである。

三、国庫負担について

現在、国鉄が負担している追加費用及び国庫負担分（一五・八五%）については、国鉄の肩代り負担は止め、速やかに国庫負担とすべきである。また、費用負担について、「：国民年金法の規定による、基礎年金拠出金の三分の一に相当する金額を負担すること」と定められているため、六四歳までの特別支給を要する費用については国（国鉄）と共済組合員が折半して負担することとされている。

しかし、先の統合法において、公的負担（一五・八五%）の扱いについては、拠出時方式を給付時方式に切り替え、財政調整事業を実施することとしたのであり、この費用負担の変更は現行法を無視するものである。従つて、特別支給に要する費用については、国庫負担とすべきである。

四、国鉄共済年金の危機的状況について

(1) 六〇年を初年度として発足した財調計画は、その要員規模を三二万人として策定して

いるが、共済組合員数は、要員削減合理化の促進により三一・五万人となつており計画期間中において二〇万人台に落ち込むことは火を見るより明らかであり、その結果、財調計画に対し単年度平均二〇〇億円を超える不足額が増加することが見込まれている。この不足額が「国鉄の自助努力による解消」とされた場合は、すでに限界を超えることから、スライド停止期間の延長、共済掛金の引上げが想定され、国鉄労働者の生活不安は一層增大することになる。

国鉄労働組合は、積立金の一部を切り崩しても、共済組合員への負担や既裁定者への犠牲は回避すべきであると考えている。

(2) 現在の財調計画が完了する六五年度以降については、正に国鉄共済年金は破綻状況を迎えることになる。先に国鉄当局が、国鉄再建監理委員会に提出した基本方策は、六五年度二五・五万人（所要員一八・八万人）と現在員を定めている。仮に要員削減が計画どおり実施された場合は、成熟度は一七二%となり、単年度不足金は三、〇〇〇億円を超えることが想定される。従つて、抜本的な対策の確立が必要である。

五、船員の経過措置の適用等について

(1) 「国民年金等の一部改正法案」の成立に

より、従来の船員保険は厚生年金に統合されたが、移行措置として「六一年四月一日

以降、五年間は一〇分の一換算とする」

ことが定められた。このルールを国鉄船員

グループにも適用すべきである。

(2) また法改正以前(六一年三月三一日まで)の期間については、従来の「三分の四換算」とすべきである。

(3) 船員の年金支給開始年齢については、「当分の間五五歳とする」ことが定められているが、船員の特殊性を考慮し、今後長期間五五歳とすべきである。

〈三〉 関係審議会の答申・意見

答申第四十二号
昭和六十年四月八日
国家公務員等共済組合審議会
会長 船後 正道
大蔵大臣 竹下 登 殿
「国家公務員等共済組合法等の改正案
要綱」について

ので、各側の意見を併記して答申とする。

記

公益側委員及び使用者側委員の意見は、次のとおり

公的年金制度は、長期間の拠出を裏付けに受給権を保障する制度であつて、そのあり方は加入者やその家族の将来の生活設計に大きな影響を与えるものである。従つて、給付と負担の両面にわたつて長期的に安定し、世代間および同一世代内の公平性が確保され、国民に信頼される制度でなければならない。

高齢化社会の到来と年金制度の成熟化を目指して、公的年金制度の一元化が必要とされるのは、現行の分立する公的年金各制度間の整合性を確保し、公的年金制度における所得再分配機能を強化し、さらに全制度を通じての給付と負担の調整を進めるところによつて、将来にわたつて安定的に維持し得る公的年金制度を確立することが喫緊の課題となつてゐるからである。

今回の諮問は、共済組合制度発足以来の大変な改正であり、組合員および年金受給者にかなりの影響をもたらすことになろう。しながら、その内容を検討すると、公的年金制度の一元化を展望しつゝ、国家公務員等共済制度も基礎年金制度に加入し、適正な給付水準を定めることにより世代間の公平性を確

保し、合わせて長期的に安定した制度に改革しようとするものであり、前記の年金改革の基本的方向からすれば、やむを得ない選択であると考える。

なお、給付面での制度間の整合性が確保されることに伴つて、負担面についても制度間の調整を進めることが必要である。このため保険料については、その設定基準等について、全公的年金制度を通観する立場から総合的に検討する場を速やかに設けるべきである。

また、財政破綻の状態にある国鉄共済年金に対しては、当面、国家公務員等の共済組合の拠出によつて財政調整事業が実施される

が、これは拠出側組合員の負担の増大等から見ても六四年度までが限度である。従つて、それ以後については、全ての被用者年金制度による調整等、緊急の対策が不可欠であることは、本年二月、財政調整事業に関する答申で本審議会が指摘した通りである。この対策は、年金制度一元化の流れのなかで抜本的に検討されなければならず、政府は、その具体的な対策を検討する場を早急に設けるべきである。

その他、本審議会の審議の過程において、以下のようないい意見のあつたことを付記してお

本審議会は、昭和六十年二月二十八日付蔵計第三百九十九号をもつて諮問のあつた標記の件について鋭意審議を尽してきたが、審議会として一致した意見を得るに至らなかつた

一、基礎年金制度の実施に当つては、非被用者グループの管理を厳格に行う等、将来的に見て被用者グループに負担が転嫁される

ことのないよう、特に留意すべきである。

二、恩給は、最終俸給を基礎として算定される等のことから、一部には特に高額となつているものがあり、他の公的年金制度とのバランスを著しく失している。このような高額の恩給のあり方については、公的年金制度改革の方向に即し、速やかに見直しを行なるべきである。

三、自衛官の若年定年制に係る支給開始年齢の特例を維持することとしているが、将来制度が成熟した段階においては掛金負担の限界を超えることが予想されるので、適切な対応措置を検討する必要がある。

四、今回のような大改正に当つては、改正の趣旨、内容等について組合員および年金受給者の理解と納得を得ることが必要であり、そのために最大の努力を払うべきである。

なお、郵政省共済組合を代表する委員から、共済年金の算定基礎額を標準報酬方式とすることについては、本俸について相当程度統一性をもつてゐる国共済グループの特性に着目して、いわゆる地共済方式を採用すべきであるとの意見があつた。

労働側委員の意見は、次のとおり

一、今回の諮問案は給付水準の大引き下げを図る一方で、労働者に対する負担は、その限界を超えるものが要求されている。そ

の根元には国の負担軽減だけを圖ろうとして策定された意図が明らかである。

国は、労働者に対して、そのような多く、公的年金制度に対し、国としての責任を明らかにしなければ到底納得できるものとはならない。労働側委員は審議を通じて、以下に述べるような問題が解決されないことから、諮問案について、反対の立場で意見を表明する。

二、共済組合に基礎年金制度を導入することは、国民年金制度に対する財政調整方式であることから、容認しがたい。

また、基礎年金制度は、国民等しく享受できる基本年金として、掛金の対象から外した給付制度とし、その財源については、国庫負担等の措置をもつて対応すべきである。

三、基礎年金制度を導入することにより、婦人の年金権を確保し、さらには無年金者の解消を図ることが期待されているが、共済組合制度の中においては、その効用は期待できない。

四、掛け金ならびに年金算定の基礎を、厚生年金に追従させるため、標準報酬方式を導入

る。さらには、国家公務員、地方公務員共済組合という制度間において、基本に関する部分を異なつた扱いとすることは、将来に禍根を残すものである。

五、いわゆる公務の特殊性、または職域年金部分といわれるものの位置づけ等について、長い間論議が加えられてきたが、依然として不明確のままで、納得のできる内容になつていないのである。

六、年金の官民格差を解消するための改革であることながら、その一方において、共済組合にだけ処分等による厳しい支給制限を温存し、何等改革の方向すら示していないことは、きわめて不合理な扱いであり、早急に対処すべきである。

七、新たに在職老齢年金制度を引き入れ、その代償として減額年金制度を廃止することは、雇用の実態に即していないものである。特に女子労働者等に対する配慮が必要であることからみても、減額制度は継続すべきである。

八、公的年金財政の運営は、民主的な運営を図るとともに、財投資金から切り離した自主運営方式により、財源の確保を図るべきである。

九、年金の受給年齢を、本則において六五歳に定めているが、雇用の実態を無視して受給年齢を決定することは、暴挙に等しい行

為である。雇用の保障と受給年齢は一体のものとすべきである。

にあるので、早急にこの問題の解決を図るべきである。

将来的な財政基盤の確立、社会保障の所得分配機能の拡充等について、手続・内容の面において再検討すべき問題があり

十、各制度間における負担面の調整について

は、全制度が成熟段階を迎えるまでの長期的課題として、対処すべきであつて、各制

度の成熟度、積立金の保有状況等に格差がある段階においては、短期間に画一的に実施すべきではなく、それらも十分配慮し、急激な負担増をきたさないよう措置すべきである。

十一、特に、民営化に移行したNTT、日本たばこ産業共済組合に対しては、次の措置を講ずるべきである。

ア 共済年金の職域部分といわれるものは、公務等の特殊性に対して設定されるものであることからみて、民間企業に移

行した後も公務の特殊性が存続することはない。したがつて、企業年金制度の一環とした、自由設計の方式を認めるべきである。

イ 雇用に対する制度的保障等が公務員と異なつた扱いに対しても起つてくる問題について、十分な配慮を行うべきである。

ウ 国家公務員等共済組合は四集団に分かれているが、その中で日本たばこ産業共済組合は最も小さな集団として運営が続けられており、そのため組合員は過重な負担を課せられている実情

答申第三号

昭和六十年四月八日

自治大臣 古屋 亨 殿

地方公務員共済組合審議会

会長 内山 鉄男

改正する法律案について（答申）

昭和六十年二月二十八日付け自治福第二七七号をもつて諮問のあつた標記のことについ

て、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

一、今回の諮問案は、共済制度発足以来の大

幅な改革であり、組合員および年金受給者

にかなりの影響をもたらすことになる。し

かしながら、その内容を検討すると、高齢

化社会の到来を控え、将来にわたる地方公

務員共済組合制度の堅持を前提として、長

期的に安定した年金制度とするとともに、

年金の負担の増加を抑制するためには、

やむを得ない選択であるとするのが大方の

見方であった。

二、ただし、委員の中から

基本的に、今回の公的年金制度再編成は、

基礎年金制度について
基礎年金制度について
また、具体的な内容について
基礎年金制度について

○基礎年金については、定額支給、全額国庫負担方式をとるべきであつて、当面公的負担を増額して対応すべきである。

○基礎年金の水準は、政府案よりも改善する必要がある。

○単身世帯と夫婦世帯の生計費の差異を勘案し、基礎年金に単身者加給を設けるべきである。

○基礎年金のうち、公的負担相当額については、受給要件を設けず、六五歳以上の国民等に無条件に支給すべきである。

○基礎年金制度について
○職域年金相当部分については、公務員制度の一環として機能し得るよう更に充実するとともに、その費用負担については、組合員三〇%、自治体七〇%の負担とすることを目標とするべきである。

○併給調整については、低水準の年金の併給が存在することをふまえ、併給限度額を設定して調整すべきである。

○退職共済年金等の特別支給に当たつては、基礎年金相当額について、諮問等の基礎年

金拠出金と同じ割合の公的負担措置を講ずるべきである。

○ 特定消防職員の支給開始年齢の特例の廃止のためには、勤務体制の改善、人事交流制度の確立など、六〇歳までの勤務を可能とする条件の整備が必要である。

○ 年金のスライドについては、公務員給与の引上げに連動したスライドとするべきである。

○ 处分等による給付制限は設けるべきではない。

○ 既裁判者については、現行制度を適用するべきである。

などを理由として強い反対等の意見があつた。

三、また、国家公務員等共済組合と相違のある掛け金および給付の算定については、給料を基準としている諮問案が適切であるとの全委員の意見の一一致をみた。

四、更に、支給開始年齢は雇用の動向や定年制との関係を十分考慮するべきであるこ

と、基礎年金の制度を適用するに当たっては、組合員および年金受給者のサービスの確保等の観点から基礎年金を含めた年金給付等を共済組合で行えるようにすること、福祉事業の円滑な運営のため積立金の管理・運用は、共済組合で行うこと等を強く

指摘したい。

五、なお、国鉄共済組合に対する救済は、國の責任分担を明確にすることが先決であると考える。

問題は、国鉄の共済年金にある。国鉄再建問題の検討に当たっては、この年金問題を抜きにしては考えられず、その際国民の公的年金制度への信頼を失わせないように特に留意されたい。

総社第五一号

昭和六十年四月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘 殿

社会保障制度審議会

会長 隅谷三喜男

公的年金制度に関する意見

今回の国家公務員等共済組合法の改正案等の諮問について審議の結果、本審議会は次の意見を申し入れる。

これらの改正案は、公的年金制度の一元化に向けて給付面の統一化を進めるものであり、その限りにおいて一つの選択であろうが、負担の面で問題が残るので、引き続き制度調整の検討を進めよう一層の努力を払われたいたい。

昭和六十年四月一日歳計第四〇〇号で諮問のあつた標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

なお、今回の共済年金制度の改正に關し、別紙のとおり内閣総理大臣あて意見を提出したので申し添えておく。

記

また、共済年金制度創設以来の最大の改革を行つたのは、いわゆる官民格差の要因となつてゐる恩給制度についても、今回の改正との均衡を考慮し、スライドの在り方その他を含め速やかに不公平を是正する等の措置が望まれる。

なお、現下の共済年金制度における最大の

りにおいて一つの選択であろう。しかし、以下のような問題がある。

なお、改正案は老後の生活設計に組み込まれている既裁定年金のスライドを停止する等年金制度に対する信頼を裏切りかねない内容をもつものである。関係者の理解を得ることがとりわけ必要となる。

一、年金給付の支給要件、支給制限等の点において、厚生年金と共済年金との間で合理的と思えない違いが見受けられることは問題である。また、国家公務員と地方公務員との間に掛け金等の算定に当たっての基準について相違が生ずることにも留意するものである。

二、職域年金部分を設けることについては理解できるが、民間との権衡等についての資料も不十分であり、また、国家公務員、地方公務員、その他の者を通じて画一に扱うことにも問題があるので、その給付水準と財源負担やスライドの在り方について更に慎重な検討が必要である。

三、基礎年金の拠出金に対するいわゆる公経済負担については問題がある。

最後に、今回のような大幅な制度の切替えを内容とする改正に当たっての経過措置等については、所期の目的が達成されるよう十分な配慮を加えることが重要であることを指摘しておく。

一、政府の年金統合法案とのたたかい

<1>

年金統合法（国民年金法等の一部を改正する法律案）の国民審議経過の概要と若干の総括

日本社会民主党
政審・年金改革総合委員会
国民生活局

義（基礎的部分の全額国庫負担、年金財源の優先確保）の立場にたつ社会党政策の対置、婦人の年金権に関する政府案の矛盾、無年金者的问题、積立金の自主的民主的管理運用の問題等、主要な問題についておおむね意思統一をはかることができたのは成果であった。党は、これら諸団体の総意を代表して国会闘争に臨む態勢をととのえることができた。

政審年金改革総合委員会、国民生活局の連携による政策形成の努力は必ずしも十分とはいえないなかつたにせよ、各団体、各地域のリーダー層を対象に基本的な合意を獲得したこと

は事実であり、今後の中長期にわたる年金改革のたたかいでひとつつの足場を築いたものと確信する。

二、政府・与党の分断支配とのたたかい

しかし、こうした努力も、政府、財界の行革・財政再建キャンペーンに対抗するだけのおおきな国民世論を形成することはできなかつた。とくに労働四団体の共同歩調を実現できなかつたことは、運動の力を弱めた。

労働団体の側では、たとえば政府・与党の「官民格差」攻勢にたいして同盟その他民間単産のあいだにこれに同調する勢力があり、一方、官公労の方は当初、年金統合法案に絶対反対の態度をとつて政府的対応が遅れるといふ事態があつたことを率直に指摘しておかなければならぬ。もちろん、運動の立ち遅れの理由は、これだけでなく、政府、財界の行革キヤンペーン、財源難キヤンペーンの浸透、年金制度そのものの複雑さによる理解の遅れ等の事情がある。

しかし、ともかくもこうした事情によつて、

労働団体は、バラバラの制度を通じて政府・与党の分断支配に甘んずる結果となつた。このため、わが党の努力にもかかわらず、国会闘争の場においてもまた、野党の足なみは最後まで揃わず、たたかいの迫力を削いだ。分裂した制度のもとでのたたかいは、今後の年金改革闘争、一般に政策・制度闘争のありかたにおおきな教訓を残したといふべきである。

三、衆参両議院における審議経過の概要

野党一致の国会闘争は推進できなかつたが、党は年金統合法案の慎重審議を要求するとともに、党的政策にもとづいて基礎年金を単身者月六万円、夫婦一〇万円とし、これを

所得型付加価値税を財源に全額国庫負担とする方針をはじめ、政府案の抜本的改革をめざす政策主張をもつて対応した。

結果として党の基本要求は通らなかつたが、国会審議を通じて政府案の多くの問題点をあきらかにするとともに、衆・参両議院それぞれの段階での与党修正のなかに党的主張を一定程度、反映させることができた。また附帯決議には党的要求をもりこみ、参議院では厚生大臣のいくつかの確認答弁をとつて今後のたたかいの手がかりとした。(後掲)「一覧表」「確認答弁」参照)

年金統合法は、昨年一二月いらい、五ヶ月

間にわたる国会審議を経て成立したが、この間、衆参両議院の密接な連携プレー等、多様な国会闘争戦術と相まって、党が終始野党第一党らしい堂々の論議を展開したことは、年金闘争における党的力量を示したものといふことができる。とくに参議院段階では、院外の大衆諸団体との意思疎通をはかりつつ政府・与党の意図した法案の年度内成立を阻止し、衆議院段階の審議内容をさらに掘り上げた論議を粘り強く展開して、基本問題にふれる成果をえたことは評価に値する。

四、院内外闘争の結合

年金統合法案の審議にあたつては、院内外闘争の結合を重視し、関係団体との個別協議

や各界懇談会の隨時開催により情報や意見の交換をおこない、これらを国会審議に反映させることができた。従来にないこうした実質的な意思疎通のしくみは、院の内外を結びつけるのにそれなりの貢献をしたと思われる。

しかし、年金制度の改革という問題の重要性を考えるならば、ひろく国民世論をもりあげるうえでもつと創意工夫がこらされて然るべきであつた。運動を主導すべき党的重大な任務にかんがみ、こうした不十分さを党的主体的力量の問題として受けとめ、今後の運動発展の糧としていかねばならない。

五、年金統合法成立は中長期のたたかいの第一歩

年金統合法は国会で成立したが、すでに共済年金四法改正案が国会審議の日程にのぼつてきているし、国民年金等についても年金改革のたたかいは終つたわけではない。国会審議を通じて、基本年金の水準、費用負担のありかたの検討、年金の賃金スライドの問題、自営業の保険料のありかた等、重要な問題を法修正としてもりこませることができたし、また附帯決議とともにいくつかの政府(厚生大臣)確認答弁をひきだしている。この意味で、年金改革闘争は年金統合法の成立をもつてたたかいの第一歩をふみだしたといつて過言ではない。

中長期のたたかいの展望のなかで、こうした国会闘争の成果を十分に生かしていくことは国民にたいする党の責務である。高齢化社会を迎えるなかで、党は生活優先、福祉拡充の立場にたつて「暮らせる年金」実現のための制度改革闘争にあらたな意気込みでとりくむ決意をここに確認する。

（当面施行するもの）

- ① 厚生年金・船員保険の事後重症制度の改正関係
 - 施行期日
 - 経過措置
 - 加給年金額の支給停止
 - 障害等級表（障害厚生年金、障害手当金）
 - 65歳以後の任意加入（対象となる者、手続）
 - ② 厚生年金保険法施行令一部改正関係
 - 事務の委任・管轄
 - 繰下げ加算額
 - ③ 船員保険法施行令一部改正関係
 - 在職老齢厚生年金（支給限度額、報酬区分）
 - その他（端数処理・2以上の事業所に勤務する者の取扱い等）
 - 厚生年金保険の年金給付との支給調整（障害・遺族）
 - ④ 厚生年金基金令一部改正関係
 - 基金、連合会の業務の一部委託（対象となる法人）
 - その他
 - ⑤ 廃止政令関係
 - 交渉法関係等
 - ⑥ 経過措置等
 - 国民年金関係
- （政策資料二二五号（一九八五年六月号）
四六ページ参照）
- （政策資料二二五号（一九八五年六月号）
五二ページ参照）
- （公的年金併給限度・所得制限関係）
- （法定免除の対象等）
- （法定免除の対象等）
- （国民年金に任意加入できる在外居住者の範囲）
- （繰上げ減額）
- （その他（端数処理・社会保険庁長官の取扱う給付等））

別加算率、支給停止事由

○ 障害基礎年金（施行日前の傷病の経過措置、併合認定の対象）

○ 遺族基礎年金（施行日六〇歳以上の者の死亡の経過措置）

○ 旧年金の年金額・支給要件等の技術的読替え

○ 拠出金（旧年金についての算定方法）特別一時金

○ 厚生年金保険関係

○ 五人未満事業所の適用拡大

○ 昭和五八年四月から六〇年三月までの物価上昇に伴う年金額の改定

○ 老齢厚生年金（特別支給）の定額単価（生年月日別率）

○ 障害厚生年金（施行日前の傷病の経過措置、併合認定の対象）

○ 遺族厚生年金（老齢年金受給権者の死亡の経過措置）

○ 旧年金の年金額・支給要件等の技術的読替え

○ 積立金の移管

三、「くらせる年金」社会党の 年金改革構想（最終案）

（参考資料）
〈政策資料二二〇号（一九八五年一月号）一七ページ参照〉

「基礎年金構想」に対する批判 (国公共済からみて)

一九八五年六月二十五日

年金改革総合委員会

1 国民年金を基礎年金として雇用者年金に導入する目的は、（単なる）国民年金に対する財政調整にすぎない。

2 婦人の年金権を確保するためという大義名分をつけていたが、実際には基礎年金にして雇用者年金に導入しても、問題解決にはならない。

3 その理由の一つには、婦人が四〇年間も人生を歩む過程において、一人の男性と結婚して、そのまま六五歳まで無事に到達するものばかりとは限らないことがある。

4 ましてや戸籍に限っているものではなく、「生計維持関係」にあつた者を対象としている共済組合の中で、戸籍でも、住民登録での読替え

も証明できないものを、どこで証明するこ

とができるのか。

5 まさか、隣近所の人に、この男性と今日から生計維持関係に入りますから貴方証人になつて下さいとか、今日から別れることになつたから証明書を書いて下さいというようなことで対応できるのか。また、実際に書いてくれる人がいたとしても、それがはたして有効なものとして認定されることになるのか。

6 それ以外にも、一人の男性と、一人の女性のつながりや切れ目、またよりの戻ることもあるだろうし、その空白の期間、女性自身が主体的に自分で手続きをし、掛金を納めに行くことを期待して、それができると思つてゐるのか。

7 それとも、そういう行為は国民としての義務だということで、それをしない人に対して別の法律でも作つて、懲罰をするとか、その他何等かのペナルティを加えて、強制的に対処しようとしていくのか。

8 どう考えてみても、人の一生の中で、基礎年金に關係する四〇年間という、幾度転が見込まれる、それぞれの人が辿る記録を、どう証明するのか——ある婦人とある婦人が、一人の男性をめぐつて明確に区別のつけられない「ダブル」期間というものも存在するであろうし、それをどう整理できる

のですか。

9 遺族年金の受給をめぐつてすら、戸籍上の妻と別居していた夫が死亡した場合、その時点において、生計維持の問題と、妻としての権利の問題がぶつかりあつて、訴訟問題にまで発展している例すらあるでしょう。——この場合の両者の主張を較べても、判断しにくいものがたくさんあるでしょう。

10 遺族年金の受給という問題は、その発生の時点から逆にたどつて行つて、その生計維持の内容等、給料から生計費を渡していくかとか、月に一回、三月に一回位は妻のもとに帰つて表面上は夫婦という形を整えていたとか——妻である人には内緒にしていたとか、妻にも同居の婦人と生計維持関係にあることを認めさせていたとか、わかれ易いものがあるかも知れないが、それと同じように扱える問題ではない。

11 そもそも国民年金という制度は、個人を単位にした老齢年金制度というもので、昭和三六年四月から発足したものでしょ。その内容も、当時三五歳以下の者は、一ヶ月一〇〇円、三五歳以上の者は一五〇円という定額の保険料を納めれば、六五歳になれば、働いていようと、どんなに収入があろうと、定額の年金を支給するという

12 この制度は、バラマキ福祉という時代の落し子的に作られたもので、多分に無責任

というか、設定の計画に誤りがあつたものでしよう。

13 その後、昭和四五五年一〇月、いわゆる所得比例保険料という名称で、一カ月三五〇円の別枠保険料で付加年金を設けたり、さらに昭和四九年一月には付加保険料ということで、一カ月四〇〇円納めれば給付を高くなるということにしているでしょう。

14 いまは、六、二二〇円ですが、それを四月から六、七四〇円にして、将来は一三、〇〇〇円位にするようですが。
これ以外にも、いろいろなことをやつといふでしよう——まず①加入していかつたお年寄りに、息子から金をもらつて、入つていたことにして掛け金を納めれば年金を支給しますよ、というようなこと、②定額の保険料で定額の年金を支給するという制度の中で、他の雇用者年金のベア設定と同じような空手形の年金引き上げをやつていませんか、③サラリーマンや、公務員の無業の妻に対しても任意加入の制度を採つていなかで、奥さん達も加入するともうかる

というようなことで、一時的な金集め政策として、八〇〇万人もの加入を推進させた

というようなことをやつていませんか。

15 そういうことの結果が、国民年金の財源見通し困難を、まず生み出してきた。とい

うのが真実ではないのですか、問題は、婦

人の年金権とか、無年金者の解消とかい

われていますが、国民年金に対する財政調整だけが目的なのでしょう。そこで厚生年

金にだけ財政調整を引き込むのは、官民格

差だという論理が出てくるのでしよう。

16 厚生年金の問題ですが、高齢化社会にな

る、人口の都市集中化が進んだ、そのため

に核家族化が生れ、子供が親の面倒をみな

いという風潮が生れてきたとか、国民の人

口再生産で夫婦一組で一・七人しか子供を

生まない、小産小死の現象は公的年金にと

つて一大危機だということが云われてき

た。

17 私たちも、その周辺事情、取りまく情勢

については理解している心算ですが、そう

いう中で厚生年金の財政見通しはどうなつ

ているのですか——衆議院の社労委員会の

社会党議員の質問に厚生省は、吉原健二年

金局長ですが、こう回答していますよ——

一九八六年度 収入 一四兆九千億円

支 出

七兆八千億円

積立金

六三兆四千億円

一九九五年度 収入 三一兆円

支 出 二二兆円

積立金 一三八兆円

二〇〇五年度 収入 六三兆円

支 出 六三兆円

積立金 一九四兆円

二〇一五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇二五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇三五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇四五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇五五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇七五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇九五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一〇五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一一年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一四年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一七年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一九年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

19 基礎年金の導入が財政調整であること

は、はつきりしていると思うので、これまで財政調整という名目で、労働者からみれば搾取というか、必要以上の負担を課せられている問題について意見を述べておきた

い。

さらに四〇年後の二〇二五年度は

支 出 二六〇兆円

積立金 一九四兆円

二〇三五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇四五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇七五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二〇九五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一〇五年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一一年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一四年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一七年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

二一九年度 収入 二六〇兆円

支 出 二五三兆円

積立金 二二二兆円

20 残念ながら、全共済組合の数字が掴みきれていないので、郵政省共済組合の内容を例にして申し上げておく。

これは、保険料も、給付水準も現行のままで据えおいて試算した場合のものということである。

厚年の財源は、財投資金に繰り入れられて七・一%という利息ですが、そういう扱いを受けている中で、こうなるのだということになつてている。

21 初、この問題は、総評と大蔵省の交渉で、大蔵省は林野庁共済の赤字問題については、予算を計上して対処することを約束して、その通り実行していた。

22 ところが、国会における与野党の勢力分布が、与野党伯仲から、野党が敗退した。いうならば自民党多数の政治が実現する所、国家公務員共済法を改訂して、国家公務員だけに、短期の林野庁共済に対する財政調整方式を押しつけることにしてきた。

その内容は、各共済組合が預託金制度で、その利子で救済していくという方法であった。郵政共済の例でみると、その金額は今年度四九五億三千五百万円である。

特に、なんでも財政調整で労働者をごまかすような、やり方には政府に対して厳重に抗議をしたいと思う。

23 さらに、地方自治体、とくに革新首長の自治体が積極的に進めていた、老人医療無

料制度に国が介入して、老人保健法というものを作った。この内容にも問題はある。

老人から云わせれば、老人を医療機関から追い出すための制度だと云われているが、それに対する拠出金は郵政共済の数字でも一四三億一千八百万円である。

24 また、昨年の健康保険法の改定と同時に退職者医療制度が作られたが、これに対す

る支出も、五八億二千五百万円である。

25 この国共審でも問題になつた、国鉄共済組合に対する財調方式は、本年の四月から

五年間にわたつて、月一人平均一、二〇〇円位ですが、五年間で組合員の負担は大体

七万四、〇〇〇円位になりますか――

こういうことが、実施されてきている。

その上に、さらに国民年金の財政調整といふことで、この金額はどれ位になるのですか。

26 いま、私たちは政府の案だから、反対する、労働組合は何でも反対だ、というようなことは、やつていません。「反対をする」ということは、自分達は、どうすればよいかという、「対案」を持つているということです。

「対案」もなくて、反対する気持など毛頭ありません。

27 今回の政府案のようなものが、出されくるであろうということは、私たちは労働

団体として充分察知しておりました。

そのために、共済組合に入っている労

働組合だけでなく、厚生年金に入している民間の労働団体の代表と一緒になつて、

わが国の公的年金制度は、いかにあるべき

か――という角度で検討を続けてきました。

28 検討経過を述べますと、長くなりますが、結論だけ申し上げますと、政府が提案している「基礎年金制」いわゆる土台に当る分、一階部分として設定するもの――名稱として、私たちは基本年金という位置づけをしております。別名でいうなら、「社会年金」というようなことができます。

29 とにかく、日本人全体が長生きをする。

いま、男は七五歳、女は八〇歳が平均寿命だと云われるところまできた。これは平均寿命ですから、実際には、もっと長生きする人がたくさんいるわけです。

30 その人達に、「長生きするのが悪いのだ」「自業自得だ」というような仕打ちになる年金制度であつては、ならないということですかという、「対案」を持つているということです。

33 これは、すでに皆さんの中にはご承知の方も多いと思いますが、①には所得型付加価値税の導入をはかつていく。②税制の見直しです。例を上げれば、いま社会保険料の負担は、労使折半が原則ですが、職場にロボット等が導入されてきている。本来人頭割りで負担させられていたものが、ロボットが代りに働くようになると、ロボットは社会保険料がかからない、という問題がある。こういうところにも、税の不公平

ま日本にいる在日韓国人、朝鮮人の人達に對しても、――この人達の中には、すでに二世から三世の世代の人達もいる。こういう人達にまで、基本年金を支給していく。という哲学的なものも含んだ案である。それならば、その金はどうするのだ、といふ問題を抜きにしては、年金制度の設定はできない訳ですから、当然財源対策についても検討してみました。

31 この基本年金は、すべて現行にやつているような掛金制度は、「とらない」ということです。

32 労働組合の主張する掛金を取らないということは、「国と資本家が負担しろ」という――いつもの戦法かと思われますが、決して――そんな、今日の時代で通用するとも思われないものを持ち出す考えは持つておりません。

30 そのため、一階部分に当る基本年金については、国民のすべてに、――働いていよいよ、働いていなくても、平等に年金を支給する。この場合、日本国籍をもつてゐる者、日本人だけという枠でなく、い

の問題がある。

34 税制の問題に手をつければ、いろんなものがあるのではないか、――

日本の徴税の割合は、かつて一〇・五・三といわれたこともあつた。それから九・

六・四ということもいわれてきた。それが今日では九・四・一といわれているのではないですか。

35 その九・四・一のうちの九割が捕捉されている共済組合員が、さらに財政調整とい

うことと、どういう意味で捉えればよいかわからない「官民格差」という攻撃を受け、基礎年金制度を導入させられるということには絶対に納得できないという私たちの主張は間違っていますか。

特集

プライバシー保護基本法案及び電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案について

日本社会会党

趣旨説明

ただいま議題となりましたプライバシー保護基本法案及び電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案について、提案者を代表し、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知の様に、個人の経歴を初め個人生活の実態などにかかる情報は、今日の社会のあらゆる分野において利用され、国民生活の維持について重大な影響を及ぼしつつあります。

す。

既に、政府・地方自治体においては、行政の必要から、あるいは国民の効率的管理の意図によって、膨大な個人情報が様々な機関に蓄積されており、一方民間においては、個人情報がそれ自体商品として扱われ、その情報の帰属する個人を離れて第三者による情報の売買が進められつつあります。

特に、コンピューターシステムの普及は、大量の個人情報を、人の目にふれないまま極めて迅速、広範囲かつ機械的に処理することを可能とし、人を通じての情報の伝達のなか

で期待されていた個人情報が伝わる範囲の限

定性、人格の尊重、不正確又は不必要的情報の自然淘汰等の社会的ルールがもはや十分に発揮し得ない状態にあることは明らかであります。

個人の経歴や行動が逐一記録され、部分的に収集された個人情報が当事者の意とするか否かを問わず結合され、国民の全体像が把握され得るならば、これをもって国民の監視や管理を行うことが十分可能となり、あるいは、個人情報が人間の尊厳という前提と離れ、利益追求の手段として利用される傾向がこのま

ま放置されるならば、その結果、恐るべき情報公害というべき事態を引き起こすのみならず、個人のプライバシーが侵害され、更に憲法において保障された、言論の自由等の人権そのものの空洞化をもたらし、民主主義の基礎が崩される結果となりましょう。

かかる事態を防止するために、諸外国において最近プライバシー保護に関する立法が相

次ぎ、また、一九八〇年にはO E C D 理事会が「プライバシーの保護と個人データの越境流通についてのガイドラインに関する勧告」を出し、その中でプライバシー保護のための八つの基本原則、すなわち「目的明確化の原則」、「収集制限の原則」、「利用制限の原則」、「データ内容の原則」、「安全保護の原則」、「公開の原則」、「個人参加の原則」及び「責任の原則」を提示しております。このような状況の中で、我が国においても、これまでの公務員の守秘義務や一般的プライバシー尊重の行政的措置のみでは、著しく不十分であり、個人情報の取扱いについて守るべき諸原則を法として定め、国民の合意とするることは極めて緊要の措置と申さなくてはなりません。

以下、各法案ごとに主な内容を御説明申し上げます。

まず、プライバシー保護基本法案についてであります。

この法案では第一に、個人情報の取扱いは、

個人の尊厳が重んぜられ、国民の自由と権利が侵害されないようにしなければならないことを定めています。

第二に、国及び地方公共団体は、個人情報の過度の集中と拡散によって発生する弊害を防止し、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的、総合的な施策を講ずるべきことを定めています。

第三に、第一と第二の規定を実施するに当たっては、両院の国政調査権、国民の知る権利、言論、出版その他の表現の自由、学問の自由が不当に侵害されることはならないことを明定しております。

第四に、個人情報の取扱いの原則について定めております。ここでは、目的の明確性及び正当性、個人情報の収集方法の適正の確保、収集に際しての個人の同意、収集する個人情報の制限、記録の制限、使用及び提供の制限、個人情報の範囲の必要最小限度の確保、個人情報の正確性の確保、記録の貯蔵の制限、窃用等の防止、守秘義務並びに個人情報処理システムの公開に関する規定を設けております。

第五に、個人情報に係る個人の請求権について定めております。その内容は、個人情報の記録の内容の開示を求める権利、誤って記録された個人情報について訂正を求める権利等が適正に保障されるよう、国が必要な措置

を講ずるものとしております。

なお、第四、第五については、ほぼO E C D の基本原則に対応するものであります。

第六に、不法な個人情報の取扱いによつて生じた損害について、法律によつて賠償を行うべきことを定め、無過失損害賠償制度の導入を想定しております。

最後に、以上基本法に定めた個人情報に関する諸原則を具体的に実現するため、国は、電子計算機を利用する個人情報の取扱いの規制について必要な措置を講ずるものとし、また、個人情報の取扱いの規制に関する施策を適切に実施するため、プライバシー保護委員会を設置すべきことを定めております。

なお、この法律は、公布の日より施行するものとしております。

以上がプライバシー保護基本法案の概要であります。

次に、電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案について、御説明申し上げます。

その内容は、第一に、「個人情報」、「個人情報の処理」とび「個人情報処理業務」という用語について定義を設けてその概念を明確にしたことあります。すなわち、「個人情報の処理」とは、個人情報を電子計算機（この法律では一定の性能を有するものに限つております。）に記録するため収集し、個人情報を

電子計算機に記録し、又は電子計算機に記録された個人情報を加工し、貯蔵し、使用し、若しくは提供することをいうものとしております。

第二に、個人情報処理業務を規制するため、内閣総理大臣の所轄の下に、プライバシー保護委員会を置くこととし、委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する等その組織や権限についての規定を設けております。

第三に、委員会の諮問機関として個人情報処理中央審議会を、都道府県知事又は市町村長の諮問機関として個人情報処理地方審議会を置くものとしております。

第四に、個人情報処理業務を行おうとする者は、委員会の許可を受けなければならぬものとしております。

第五に、委員会は、個人のプライバシーが侵害され、又は個人情報の過度の集中若しくは拡散に伴う弊害を生ずるおそれがある場合には、許可をしてはならないものとしております。

第六に、事業者（個人情報処理業務の許可を受けた者）は、個人情報を収集するときは、原則として、個人の同意を得なければならぬものとしております。

第七に、事業者は、原則として、収集した個人情報を許可に係る目的以外の目的に使用

してはならないものとしております。
第八に、事業者が処理する個人情報は、正確、完全かつ最新のものでなければならない旨、定めております。

第九に、資格者による電子計算機の操作、電子計算機への接近制限、個人情報の処理に関する記録、守秘義務等、完全保護のための規定を設けております。

第十に、事業者は、一定の事項を除いて、個人情報処理業務の運営を他人に委託してはならないものとしております。

第十一に、電子計算機に個人情報を記録されている者は、医療の遂行上不適当である場合等の一定の場合を除き、事業者に対し、記録の内容の開示を請求することができ、また、記録の内容に誤りがあるときは、記録の訂正を請求することができるものとしております。

第十四に、地方公共団体の長は、地方公共団体の住民の利益を擁護するため、委員会に對し、必要な処分をすることを求めることができるものとしております。
第十五に、何人も、違法事實があると認めるとときは、委員会に對し、必要な処分をすることを求めることができるものとしております。

第十六に、委員会は、毎年、国会に對してこの法律の施行の状況を報告するものとしております。

そして最後に、この法律違反について、所要の罰則規定を設けております。
なお、この法律は、一部を除き、昭和六十一年四月一日から施行するものとしており、所要の経過措置を定めております。

以上が、電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案の概要であります。
なお、第六から第十一は、OECDの再本原則を具体化した規定となつております。
第十二に、事業者は、不法な個人情報の処理により、個人に損害を与えたときは、故意過失がなくとも、その損害を賠償すべき旨、定めております。

第十三に、委員会は、事業者に対し、立入検査、違法事実の是正のための命令、許可の取消し等必要な処分をすることができるものとしております。

プライバシー保護基本法案要綱

を図るため、個人情報の過度の進中又は拡散に伴つて生ずる弊害を防止し、その適正な取り扱いを確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すること。

第一章 総則

第一 目的

この法律は、個人に関する情報の取扱いの現状とその情報の過度の集中又は拡散に伴つて生ずる弊害とにかくがみ、國、地方公共団体及び事業者のプライバシーの保護に関する責務を明らかにするとともに、プライバシーの保護及びこれに関する施策の基本となる事項を定めることにより、個人の尊厳の維持を図り、並びに国民の自由及び権利を確保し、もつて民主政治の基盤の擁護に資することを目的とすること。

第二 基本理念

1 個人にに関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いは、個人の尊厳が重んぜられ、国民の自由及び権利が侵されないことを目指として行われなければならないこと。

2 1は、両議院の国政に関する調査権又は国民の国政に関する情報を知る権利の正当な行使を妨げるものと解釈され得ならないこと。

第三 国及び地方公共団体の責務

1 国及び地方公共団体は、情報化社会の進展に即応して、プライバシーの適切な保護

2

国及び地方公共団体は、1の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、言論、出版その他の表現の自由及び学問の自由が侵されないよう配慮しなければならないこと。

第四 事業者の責務

事業者は、個人情報を取り扱う場合には、その個人情報に係る個人の自由及び権利が侵されることを防止するための措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する責務を有すること。

第五 目的の明確性及び正当性

個人情報処理者（個人情報を収集し、収集された個人情報を記録し、又は記録された個人情報を加工し、貯蔵し、使用し、若しくは提供する業務を行う者をいう。以下同じ。）が個人情報を取り扱う場合において、個人情報を記録してはならないものとすること。

第六 収集方法の適正の確保

個人情報処理者が取り扱う個人情報は、適正な方法によって収集されなければならないものとすること。

第七 個人の同意

個人情報処理者は、個人情報を収集しようとするとときは、原則として、個人の同意を得なければならぬものとすること。

第八 収集の制限

個人情報処理者は、必要やむを得ない場合を除き、思想、信条、人種、特別な社会的差別の原因となる社会的身分、犯罪に関する事実、生活保護の措置に関する事実、医療に関する事実、心身障害に関する事実その他の個人の私生活の自由を侵すおそれのある事実についての個人情報を収集してはならないものとすること。

第九 記録の制限

個人情報処理者は、必要やむを得ない場合を除き、個人情報が全国的規模で集中されることとなるような個人の分類方法を用いて、個人情報を記録してはならないものとすること。

第十 使用及び提供の制限

個人情報処理者は、その収集した個人情報をみだりに他の目的のために使用し、又は提供してはならないものとすること。

第十一 必要最小限度の確保

個人情報処理者が取り扱う個人情報は、

その目的に応じ、必要最小限度の範囲のものでなければならないものとすること。

第十一 正確性の確保

個人情報処理者が取り扱う個人情報は、その目的に必要な範囲内において、正確、安全かつ最新のものでなければならぬものとすること。

第十三 貯蔵の制限

個人情報処理者は、個人情報に関する記録をみだりに長期に貯蔵してはならないものとすること。

第十四 窃用等の防止

個人情報処理者は、その収集した個人情報が窃用され、又はみだりに変更されないように特に配慮しなければならないものとすること。

第十五 秘密を守る義務

個人情報処理者及びその業務に従事する者は、業務上知ることのできた個人の秘密をみだりに漏らしてはならないものとすること。

第十六 個人情報処理システムの公開

個人情報処理者の個人情報処理システムについては、その目的、個人情報の収集方法、個人情報の記録事項の範囲及び個人情報の提供先が公開されなければならないものとすること。

第三章 個人情報に係る個人の請求権

第十七 個人情報に関する請求権の保障

国は、個人情報の記録の内容の開示を求める権利、誤つて記録された個人情報を訂正を求める権利及び収集された個人情報の処理の経過につき報告を求める権利が適正に保障されるよう必要な措置を講ずるものとすること。

第十八 損害賠償

不法な個人情報の取扱いにより生じた損害については、当該個人情報に係る個人は、別に法律で定めるところにより、賠償を求めることができるものとすること。

第四章 電子計算機を利用する個人情報の取扱いの規則

個人情報の取扱いの規則を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとすること。

第五章 プライバシー保護委員会

個人情報の取扱いの規制に関する施策を適切に実施するため、プライバシー保護委員会を置くものとすること。

附則

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

電子計算機を利用する個人情報の処理業務の規制に関する法律案要綱

第一章 総則

第一 目的

この法律は、電子計算機を利用して個人情報を処理することによって生ずる個人のプライバシーの侵害及び個人情報の過度の集中又は拡散に伴う弊害を防止するため、電子計算機を利用して行う個人情報の処理義務を規制することにより、個人の尊厳の維持を図り、並びに国民の自由及び権利を確保し、もって民主政治の基盤の擁護に資することを目的とすること。(第一条関係)

第二 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(第二条関係)

一 個人情報 個人に関する情報で、個人を識別することができるものをいう。

二 個人情報の処理 個人情報を電子計算機(その性能が大量の個人情報を迅速に処理するのに適するものとしてプライバシー保護委員会が定めるものに限る。以下同じ。)に記録するために収集し、個人

情報を電子計算機に記録し、又は電子計算機に記録された個人情報を加工し、貯蔵し、使用し、若しくは提供することをいう。

三 個人情報処理義務

業として個人情報を処理を行うことをいう。

第二章 プライバシー保護委員会等の設置

第三 プライバシー保護委員会等の設置

1 個人情報処理業務を規制するため、内閣総理大臣の所轄の下に、プライバシー保護委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。（第三条、第五条関係）

2 委員会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員五人をもつて組織し、その任期は五年とすること。（第六条、第七条、第八条関係）

3 委員会は、プライバシー保護委員会規則（以下「規則」という。）を制定することができるものとすること。（第十六条関係）

4 委員会の事務を処理させたため、委員会に事務局を置くものとすること。（第十七条関係）

5 委員会の諮問機関として、個人情報処理中央審議会を置くものとすること。（第十八条関係）

6 都道府県知事又は市町村長の諮問機関として、個人情報処理地方審議会を置き、又は置くことができるものとすること。（第十条

九条関係)

7 その他所要の規定を置くこと。

第三章 個人情報処理業務の許可等

第四 個人情報処理業務の許可

1 個人情報処理業務を行おうとする者は、システムごとに、委員会の許可を受けなければならぬものとすること。（第二十条関係）

2 委員会は、次の各号の一に該当する場合には、許可をしてはならないものとすること。（第二十二条関係）

一 個人情報処理業務の目的が明確、正当又は必要と認められない場合

二 記録の対象となる個人の範囲が、個人情報処理業務の目的に照らして全国的規模にわたる必要がないのに全国的規模にわたると認められる場合その他個人情報

を超えていると認められる場合

三 個人の分類方法として、個人情報処理業務の目的に照らして必要最小限度

を用いる必要がないのにその方法を用いを認められる場合

四 記録すべき事項及び記録の保存期間並びに記録された個人情報の提供の相手方の範囲が、個人情報処理業務の目的に照らして必要最小限度を超えていると認め

られる場合

五 記録すべき事項に、思想、信条、人種、特別な社会的差別の原因となる社会的身分、犯罪に関する事実、生活保護の措置に関する事実、医療に関する事実、心身障害に関する事実その他個人の私生活の自由を侵すおそれのある事実が含まれることが必要やむを得ないものと認められない場合

六 個人情報処理業務の用に供する電子計算機その他の装置の構造及び管理が個人のプライバシーを保護するのに適切でないと認められる場合

七 前各号に掲げる場合のほか、個人情報処理業務の運営によって個人のプライバシーが侵害され、又は個人情報の過度の集中若しくは拡散に伴う弊害を生ずるおそれがあると認められる場合

八 委員会は、1の許可をしたときは、個人情報処理業務の内容等を公表するものとすること。（第二十八条関係）

九 委員会は、1の許可をしたときは、個人情報処理業務の欠格事由、公聴会を含む許可のための手続、許可の条件、変更の許可、合併、相続、廃止等に関し、所要の規定を置くこと。

第四章 個人情報処理業務の運営の規制

第五 個人の同意

1 事業者（個人情報処理業務の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集しようとするときは、原則として、当該個人情報に係る個人の同意を得なければならぬものとすること。

2 同意を得ようとする事業者は、あらかじめ、許可に係る個人情報処理業務の目的、記録すべき事項、記録の保存期間及び記録された個人情報の提供の相手方の範囲並びに個人情報の提供によって通常生ずべき影響その他の規則で定める事項を通知しなければならないものとすること。（第三十四条関係）

第六 個人情報の使用及び提供の制限
事業者は、その記録した個人情報を、許可に係る目的以外の目的のために使用し、又は許可に係る提供の相手方以外の者に対して提供してはならないものとすること。
ただし、法令の規定に基づく場合又は当該個人情報に係る個人の同意を得た場合は、この限りでないものとすること。（第三十五条関係）

第七 正確性の確保
事業者が処理する個人情報は、正確、完全かつ最新のものでなければならないこと。（第三十六条関係）

第八 記録の廃棄
1 事業者は、保存期間が定められた個人情報の記録の廃棄

2 報の記録について、その期間を経過したときは、記録の廃棄をしなければならないものとすること。

第九 電子計算機の操作等
個人情報処理業務において、当該業務の用に供する電子計算機の操作又は保守に従事する者は、委員会の行う講習を修了し、委員会の登録簿に登録を受けた者でなければならないものとすること。（第三十八条関係）

第十 個人情報管理責任者
事業者は、個人情報管理責任者を選任し、その者にこの法律の規定が遵守されるよう個人情報の処理を管理させなければならないものとすること。（第三十九条関係）

第十一 装置等の管理
1 事業者は、個人情報処理業務の用に供する電子計算機の記憶装置、演算装置その他の装置（端末機器を除く。）には、個人情報管理責任者その他一定の者以外の者が接近することができないようにしなければならないものとすること。

2 事業者は、個人情報が記録された磁気ディスク、磁気テープ等を規則で定める基準

2 個人情報処理業務の廃止の届出をした者は、記録の廃棄をしなければならないものとすること。（第三十七条関係）

第三十九条 電子計算機の操作等
個人情報処理業務において、当該業務の用に供する電子計算機の操作又は保守に従事する者は、委員会の行う講習を修了し、委員会の登録簿に登録を受けた者でなければならないものとすること。（第三十八条関係）

第十三 窃用等の防止
事業者及び従事者は、その収集した個人情報が窃用され、又はみだりに変更されないよう特に配慮しなければならないこと。（第四十二条関係）

第十四 秘密を守る義務
事業者若しくは従事者又はこれらの地位にあつた者は、正当な理由がないのに、個人情報処理業務に関して知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないこと。（第四十三条関係）

第十五 業務の委託の禁止
事業者は、個人情報処理業務の運営を他人に委託してはならないものとすること。
ただし、装置の操作その他の規則で定める事項について委託する場合は、この限りでないものとすること。（第四十四条関係）

第十二 個人情報の処理に関する記録
事業者は、個人情報の提供者名、収集の方法及び日時、記憶装置への記録を行った者の氏名及び記録の日時、記憶装置から記録の引出しを行った者の氏名及び引出しの日時、個人情報の使用の目的その他必要な事項について記録し、並びに当該記録を存しなければならないものとすること。（第四十一条関係）

第十三 窃用等の防止
事業者及び従事者は、その収集した個人情報が窃用され、又はみだりに変更されないよう特に配慮しなければならないこと。（第四十二条関係）

第十四 秘密を守る義務
事業者若しくは従事者又はこれらの地位にあつた者は、正当な理由がないのに、個人情報処理業務に関して知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないこと。（第四十三条関係）

第十五 業務の委託の禁止
事業者は、個人情報処理業務の運営を他人に委託してはならないものとすること。
ただし、装置の操作その他の規則で定める事項について委託する場合は、この限りでないものとすること。（第四十四条関係）

第十六 事業者に対する申出

従事者は、事業者がこの法律に定める義務を怠っている事実があると認めるときは、事業者に対し、これを是正すべき旨を申し出ることができるものとすること。(第四十五条関係)

第十七 業務の報告

事業者は、委員会に対し、定期的に個人情報処理業務に関する報告をしなければならないものとすること。(第四十六条関係)

第五章 個人情報を記録されている者の請求権

第十八 記録された個人情報等の開示

1 電子計算機に個人情報を記録している者は、その者に係る記録された個人情報に誤りがあると認めるときは、事業者に対し、その記録の訂正を請求することができるものとすること。

2 1の請求があつた場合において、当該請求が理由があるときは、事業者は、遅滞なく、これを訂正し、その訂正した結果を当該請求をした者に通知するとともに、訂正前の記録に基づいて事業者から個人情報の提供を受けた者があるときは、その者に対し訂正した結果を通知しなければならないものとすること。(第四十八条関係)

第六章 損害賠償

第二十 無過失責任

1 事業者は、不法な個人情報の処理により、当該個人情報に係る個人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めに任ずるものとすること。

2 事業者は、故意又は過失がなかつたことを証明して、1に規定する責任を免れることができないものとすること。(第四十九条関係)

3 事業者は、1の請求に応じた開示をすることが、公共の安全を害するおそれがあるとして、又は医療、教育その他規則で定める業務の遂行上不適当であるとして規則で

定める場合に該当するときは、開示をすることを要しないものとすること。(第四十七条関係)

第十九 記録の訂正

1 電子計算機に個人情報を記録している者は、その者に係る記録された個人情報に誤りがあると認めるときは、事業者に対し、その記録の訂正を請求することができるものとすること。

2 1の請求があつた場合において、当該請求が理由があるときは、事業者は、遅滞なく、これを訂正し、その訂正した結果を当該請求をした者に通知するとともに、訂正前の記

第二十四 聽聞

委員会は、是正命令又は許可の取消し等をしようとするときは、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、聽聞を行わなければならないものとすること。(第五十四条関係)

委員会は、是正命令又は許可の取消し等をしようとするときは、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、聽聞を行わなければならないものとすること。(第五十五条関係)

第二十五 措置請求

1 地方公共団体の長は、委員会に対し、当該地方公共団体の住民の利益を擁護するため、是正命令又は許可の取消し等を行うべきことを求めることができるものとすること。

に關し、所要の規定を置くこと。

第七章 監督等

第二十一 立入検査等

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、立入検査等を行うことができるものとすること。(第五十二条関係)

第二十二 是正命令

委員会は、この法律又はこれに基づく規則の規定に違反した事実があると認めるときは、事業者に対し、当該違反事実を是正するため必要な措置を命ずることができるものとすること。(第五十三条関係)

第二十三 許可の取消し等

委員会は、事業者がこの法律の規定に違反した場合等には、許可の取消し又は業務の停止を命ずることができるものとすること。

と。

2 1の場合において、地方審議会を置いている地方公共団体の長は、あらかじめ、地方審議会の意見を聽かなければならないものとすること。（第五十六条関係）

第二十六 申出 何人も、この法律又はこれに基づく規則の規定に違反した事実があると認めるとき

方審議会の意見を聽かなければならぬものとすること。（第五十七条関係）

一九八五・七・四

特集

内需拡大のための「概算要求基準」の設定を求める — 来年度予算編成に対する我が党の態度 —

日本社会党

一、わが国の経済は八五年度に五・七%の実質成長をとげ、今年度の政府見通し四・六%も一部では五%台への修正が論じられる状況にある。しかし、その実態は依然として輸出依存の成長であり、経済摩擦はますます深刻化して、日米間からEC、東南アジア諸国との間に拡大しつつある。

また、いわゆる“安定成長”にもかかわらず、賃金をはじめ労働国民の所得上昇が

抑圧され、税金、社会保障などの負担が増え続けているために可処分所得は伸びず、個人消費は停滞している。そのうえ巨額の累積赤字を抱えた赤字財政が続き、政府は高齢化、高学歴化、高度情報化等々の急速な社会変化に対しても極めて消極的な対応しかできないでいる。この結果、総じて内需が振るわないために、わが国の貯蓄は高い金利を求めてアメリカに流出し、それが

は、委員会に對し、是正命令又は許可の取消し等を行うべき旨を申し出ることができるものとすること。（第五十七条関係）

第八章 雜則

第二十七 国会への報告、国に対する適用関係、規則への委任等に關し、所要の規定を置くこと。

第九章 罰則 第二十八 罰則に關し、所要の規定を置くこと。

附則

この法律の施行期日、経過措置、他の法律の一部改正等について所要の規定を置くこと。

何人も、この法律又はこれに基づく規則の規定に違反した事実があると認めるとき

かれるようになつてゐるが、中曾根内閣の

政策にはほとんどあらわれておらず、転換への現実的なバネを見出せない状態にあ

る。

一、中曾根内閣は、来年度予算の編成についても従来どおりの方式を踏襲し、一般歳出の抑制——経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%——を「概算要求基準」に設定しようとしている。しかし、これでは「安定成長期」の経済・社会のニーズに対応できず、一方的に国民への負担を強め、先行き不安を高めるしかない。これまでの縮小均衡の予算編成方式のもとでは、とりわけ福祉・教育関係にしわ寄せが集中して社会的不公平が拡大、弱い者いじめの施策が進んできたのである。

二、わが党は、来年度予算編成に着手する段階を迎へ、今月末の閣議で「概算要求基準」を決定するにあたり、政府がつぎの基本的課題を十分配慮するよう要求する。

(1) 来年度予算は、内需主導の五%成長経済を達成する「内需拡大型予算」として編成すること。

(2) 防衛関係費は特別扱いをやめ、G.N.P.一%枠を厳守すると共に計画的削減に着手すること（わが国の相対的に高い成長率のものでは、一%を守つても防衛関係費の絶対額は巨大化する）。

(3) 内需拡大のためつぎの施策を講ずること。

①大幅な所得減税と政策減税（住宅費、教育費などを重点）および福祉・教育費の充実等による可処分所得増大策の推進、②住宅投資を中心に生活関連社会資本投資の拡大、③都市再開発、防災、緑の国土を保全する国土計画の確立。なお公共投資の配分は事業内容、地域について傾斜配分を実施。

(4) 教済の「自由化」「国際化」に対応する施策を講ずること。

①市場開放等に対処できる計画的な産業構造政策。②一次產品等の例外規制。③雇用保障政策の充実。

(5) 財政再建と内需拡大を両立させるための施策を講ずること。

①大法人、資産所得者などの担税力のあるところに適正負担。②負担の公平に背き内需拡大に逆行する大型間接税導入計画の撤回と検討の中止。③悪質な脱税、租税回避に対処する行政面の充実・強化。

(6) 中央偏重、官僚支配の行政を改革する施策を講ずること。

①高率補助金の一率カットをやめ、中央統制色の強いものを整理して財政自主権を拡大強化。②自治体に対する各種の規制を緩和、中央官僚の支配介入を抑え

ると共に、民間活力導入を口実とした国有资产の安易な売却を停止。

(7) 先進工業国との国際的責務として世界の社会経済開発に協力する施策を講ずること。

①平和共存、互恵平等の原則に基づく経済協力費の大幅拡大。②武器輸出三原則の厳守、全方位の経済・技術協力の推進、③全地球的視野から環境、資源、エネルギー問題への配慮。

四、わが党は、政府が以上の諸点に十分留意して「概算要求基準」を設定し、各省の要求づくりを進めるよう強く求めると共に、この問題での合意形成のため、閣議決定の前に、与野党書記長・幹事長会談および政策担当者の会談をひらくことを要求する。

五、国の予算は本来、国民のものである。わが党は、都議選後ただちに予算要求闘争本部の活動を再開し、明年度予算案の編成過程に国民各階層の切実な声が反映するよう全力をつくすものである。

一九八五・六・二十五

「関税引き下げ・行動計画」の中間報告を 巡るわが党の見解（談話）

日本社会党政策審議会長
嶋崎譲

一、政府は本日いわゆる「市場開放政策」の一環として、①千八百を超える品目の一律二〇%の関税引き下げ②基準・認証、政府調達、金融・資本市場、サービス、その他（流通など）の自由化ーの二項目からなる「中間報告」を決定した。しかし、わが党の『日米経済摩擦打開の中期的提言』が指摘したように、このような「市場開放政策」だけで日本の対外経済摩擦を解決することはできない、四四三億ドル（一九八四年）の貿易収支黒字に象徴される日本の対外経済摩擦を解決するためには、日本の貯蓄超過の現状（過剰貯蓄・過小投資）を開拓する内需喚起のマクロ経済政策への根本的な

需喚起のマクロ政策への根本的な政策転換が不可避となつてゐる。低率賃上げや増大する税・社会保障負担費に直撃され、実質可処分所得の伸び悩みに苦しむ家計部門は大幅な所得税減税を要求してゐる。所得減税による個人消費の拡大が消費関連産業の活性化をもたらし、それが内需関連型設備投資に連動するはずである。また、生活関連社会資本投資（公的固定資本形成）や住宅投資の拡大も急務である。ところが、政府の「中間報告」は、このよう日本経済の成長鈍化を食い止め、対外経済摩擦打開を図る上で最も効果的な「内需喚起のマクロ政策」に全く背を向け、実効性の疑わしい「市場開放」を強行しようとしている。わが党は、政府の「中間報告」を厳しく糾弾するとともに、八六年度予算編成にあたり、「内需喚起政策」への政策転換を求めて、大幅所得減税などの実現に全力を傾ける決意であることを改めて明らかにするものである。

一、わが党はこの機会にわが党の『日米経済摩擦打開の中期的提言』（四月二四日）の実施を政府に強く迫るものである。わが党は、日米経済摩擦打開の中期的展望として①米国政府に対する大幅な財政赤字の削減と貯蓄・投資バランスの均衡回復によるド

ル高是正の要求②日本政府に対する「内需喚起政策への転換」と「中成長」への構造的移行の要求の二つをかげてゐる。また、内需活性化「四原則」（①大幅所得減税などによる起爆効果②生活関連社会資本の拡充による生活改善効果③社会的成长への「戦」）を提起し、その実現を強く要求するものである。

一九八五・六・二〇

国鉄の再建問題に関する緊急申し入れ

記

国鉄再建監理委員会は近く「分割・民営化」を柱とした「再建」の具体策を提言することをあきらかにしている。

国鉄の再建は国民生活にとって重要な意味をもつだけに、その方策については、国民全体の合意形成が不可欠である。しかしながら

国鉄再建監理委員会の進めていた作業は、密室性が強くその審議内容は国民に殆どあきらかにされていないのが実態である。

よつてわが党は、国鉄が真に国民の国鉄として有効にその機能を發揮しうる基盤を確立する再建策を策定するため左記の緊急課題について政府関係機関は誠意をもつて対処することを強く求めるものである。

略産業」育成効果④拡大均衡による経済発展の打開）の実行を政府に強く迫ってきた。

わが党は、政府の市場開放中心の「中間報告」に對して、改めてわが党の「中期的提言」を提起し、その実現を強く要求するものである。

等を開催すること。

六、政府・国鉄・国鉄再建監理委員会は、本件に関する国民的な合意形成のために、会議録の公開など国民の求める資料を積極的に提供すること。

一九八五・六・二五

昭和六〇年度生産者米価等に関する申し入れ

右、強く申し入れる。

一九八五年六月二〇日

日本社会党中央執行委員長
石橋政嗣

日本社会党国鉄再建対策委員長
小柳勇

とある。

今日、日本農業は縮小化の途をたどり、当

然の結果として食糧の自給率は極端に低下し、

いまや世界最大の食糧輸入国となっている。

このうえ、農産物の市場開放をおこなうならば、日本農業の危機をまねくだけでなく、安全な食糧を安定的に確保することも困難におとしいれる。

よつて、政府は本年生産者米価等の決定にあたっては、農業の再建と食糧の安定確保をめざし、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

政府は昭和六〇年生産者米価等の決定期を控えて、「米価据え置き」の意向を明らかにし、さらに追い打ちをかけるように農林水

産物の市場開放をおこなおうとしている。

生産農民は、長期にわたる減反政策や低米価政策のもとで、農業経営が破壊されるなど、将来への展望をもち得ないまま、生産意欲を失いつつある。このことはきわめて重大なことである。

記

一、昭和六〇年生産者米価は「生産費および所得補償方式」によって算定し、農業団体等が要求する四・九五%以上の引き上げをおこなうこと。

二、良質米奨励金をはじめ、米の生産、流通、管理等に関する補助、助成、奨励金等は、その重要性にかんがみ、従来どおり確保すること。

三、農業生産資材の値上がり等に対処して価格抑制対策をおこなうとともに、農業生産の近代化等をはかりながら、生産農民の負債軽減等をはかること。

四、中曾根内閣がすすめようとしている農林水産物の市場開放政策は、国内農林水産業を全面崩壊の危機に追いやるおそれがあるので、これは絶対におこなわないこと。

一九八五年六月二十五日

日本社会党・護憲共同

公明党・国民會議

民社党・国民連合

日本共産党・革新共同

社会民主主連合

一九八五・六・二五

第一〇一回国会の閉会に当つて（談話）

日本社会党国会対策委員長

山口鶴男

総理大臣

中曾根康弘殿

ては、次期国会において五月四日を休日とする法制化を実現させることに成功した。

一、年金統合法案、補助金一括削減法案、労働者派遣事業法案に関しては徹底した慎重審議を要求し、自民党に一定の譲歩をおこなわせることができた。そして、今国会に

一、わが党は軍事大国化をめざす危険な中曾根内閣の暴走に歯止めをかけるために野党共闘の構築に全力をあげ、一定の成果をあげることができた。G.N.P.一%枠の突破を企図した昭和六〇年度予算に対し、その危険性を厳しく追及することによって、中曾根総理から「一%枠は守りたい」、金丸幹事長から「職を緒して守るために最善を尽くす」との言明をかちとり、今後の闘いに重要な足がかりをきずることができた。

一、内需拡大の経済政策転換をめざして、一兆五百億円の減税を柱とする予算の共同修正を自民党につきつけることによつて政策減税（教育問題、寝たきり老人問題、単身赴任問題）については、引き続き実施規模、方式を協議し、次期国会冒頭に処理することを確約させた。所得減税については六〇年度中に実施の方向で結論を出す旨、確約せしめた。また時間短縮、連休問題についても、全力を傾注する決意である。

一、今後、秋の政局に向つて今国会における野党共闘の成果を踏え、中曾根内閣の国民党に歯止めをかけ、政局転換を確立へ向つての基盤を確立し、国民の期待にこたえることができた。

長雨を降らせた梅雨もようやく明けました。

本格的な夏の太陽が顔を出しています。今年は被爆四〇周年、風化が伝える中で、それがけに今年の原水禁大会は極めて大きな意義をもった年です。SDIといふ名のスター・ウォーズ計画を許し、宇宙まで核戦争の場とすることを許すのか、それとも反核・軍縮のうねりを大きく高めるのかが問われています。ところが今年も昨年に続き統一した国際大会が開けるかどうか危惧されています。特定政党の党利党略が優先され、大衆運動の統一の原則が歪められようとしているからに外なりません。“反対分子のいる運動や組織は認められない”というのでしょうが、およそ大衆運動は無縁の組織エゴむき出しの論理です。残念ながら過般の都議選はわが党的敗北に終りました。大都市に弱い党的弱点をまたしても露呈しました。投票率の低さにみられるように争点をはつきり示せなかつたことと同時に、投票率の低さにもかかわらず、せり勝つだけの運動量とそれを支える日常的な組織力の差ではないでしょうか。この結果を不毛な路線論争にすり変えるのではなく、大胆に欠陥をえぐり出し、大都市での党的あり方に即し、一致した日常の活動を展開できる党に脱皮できるように前向きな総括にしたいのです。

(W)

編集後記

政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 譲
編集委員 細谷治嘉

武部文
島田琢郎
野坂浩賢
竹田四郎
安永英雄
大木正吾
久保亘
瀬尾忠博
小林高摩三
佐間田勝美
片山甚市
渡辺三郎
渡辺博

岡田利春
佐藤觀樹
森井忠良
清水勇
藤田高敏
矢田部理
浜本万三
岩垂寿喜男
船橋成幸
沖崎利夫
船橋成幸
岩垂寿喜男
渡辺利夫
浜本万三
岩垂寿喜男
船橋成幸
沖崎利夫
船橋成幸
岩垂寿喜男
渡辺博

兼事務局長
会計監査

館林千里
佐間田勝美
片山甚市
渡辺三郎
渡辺博

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1985年8月1日発行

政策資料第223号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴 崎 譲

発 行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
